

令和4年第5回美幌町議会定例会会議録

令和4年6月21日 開会

令和4年6月23日 閉会

令和4年6月22日 第2号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

1 3 番	馬 場 博 美 君
6 番	伊 藤 伸 司 君
7 番	坂 田 美栄子 君
8 番	岡 本 美代子 君
1 1 番	上 杉 晃 央 君

○出席議員

1 番	戸 澤 義 典 君	2 番	藤 原 公 一 君
3 番	大 江 道 男 君	4 番	高 橋 秀 明 君
5 番	木 村 利 昭 君	6 番	伊 藤 伸 司 君
7 番	坂 田 美栄子 君	副議長 8 番	岡 本 美代子 君
9 番	稲 垣 淳 一 君	1 0 番	古 舘 繁 夫 君
1 1 番	上 杉 晃 央 君	1 2 番	松 浦 和 浩 君
1 3 番	馬 場 博 美 君	議 長 1 4 番	大 原 昇 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長	平 野 浩 司 君	教 育 委 員 会 長	矢 萩 浩 君
監 査 委 員	高 木 清 君		

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長	高 崎 利 明 君	総 務 部 長	小 室 保 男 君
町民生活部長	関 弘 法 君	福 祉 部 長	河 端 勲 君
経 済 部 長	後 藤 秀 人 君	建 設 部 長	那 須 清 二 君
病 院 事 務 長	但 馬 憲 司 君	事 務 連 絡 室 長	志 賀 寿 君
会 計 管 理 者	田 中 三智雄 君	総 務 課 長	斉 藤 浩 司 君
危機対策課長	弓 山 俊 君	政 策 課 長	沖 崎 寿 和 君
財 務 課 長	吉 田 善 一 君	町民活動課長	佐久間 大 樹 君
戸籍保険課長 選挙管理委員会事務局長	佐々木 齊 君	税 務 課 長	松 尾 まゆみ 君
社会福祉課長	水 上 修 一 君	保健福祉課長	中 尾 亘 君
農林政策課長 農業委員会事務局長	橋 本 勝 君	耕地林務主幹	伊 藤 寿 君
みらい農業課長	午 来 博 君	商工観光課長	影 山 俊 幸 君
建 設 課 長	森 口 尚 博 君	建 築 主 幹	宮 田 英 和 君
環境管理課長	鶴 田 雅 規 君	上下水道課長	石 山 隆 信 君

病院総務課長	以頭隆志君	地域医療連携課長	高山吉春君
事務連絡室次長	横山聖二君	教育部長	遠藤明君
学校教育課長	多田敏明君	学校給食課長	片平英樹君
社会教育課長	立花良行君	スポーツ振興課長	浅野謙司君
博物館課長	鬼丸和幸君	監査委員事務局長	遠國求君
監査委員事務局次長	小室秀隆君		

○議会事務局出席者

事務局長	遠國求君	次長	小室秀隆君
庶務係長	村田剛君	庶務係	小金子未准君

午前１０時００分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これから、令和４年第５回美幌町議会定例会、第２日目の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、９番稲垣淳一さん、１０番古舘繁夫さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第２ 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第２ 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

１３番馬場博美さん。

○１３番（馬場博美君） 〔登壇〕 さき

に通告いたしております２点について、一般質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず１点目であります。

自治会活動の推進について。

自治会提案に対する町補助金の創設について、自治会の具体的な活動につきましては、道路の花壇整備、交通安全街頭啓発、町民総ぐるみ一斉清掃、青少年活動、防火活動、防犯活動、体育活動、高齢者等の見守りや除雪などのボランティア活動を行っています。

現在、美幌町には市街地４０自治会、農村地区２７自治会の計６７自治会がありますが、近年、少子高齢化に伴う自治会会員の高齢化やマンション等の単身高齢者等の増加により、自治会の加入率も年々減少し、現在、加入率は約６９％となっております。

このことにより、自治会の財政も非常に厳しく、自治会費を値上げしないと、自治会が運営できないことなどから、町は令和２年度に各自治会に対する補助金の見直しをしました。

しかしながら、財政運営を維持している自治会もありますが、高齢化や会員数の減少に伴い、自治会活動を維持することが困難な自治会もあります。

また、令和元年第３回美幌町議会定例会において、現状の自治会に対する世帯割や均等割の補助制度に加え、自治会が提案する活動に対して補助を検討すべきと質問しましたが、町長から基本的には、事業の内容によって、補助金を上乘せするという考えは持っていないと答弁されました。

しかし、自治会活動を推進するためには、財政的な問題が１番大きく、町の自治会活動運営等補助金は、自治会予算の１０％にも満たなく、大半は自治会費で賄っている状況にあります。

このことにより、新規事業等は全くでき

ない状況にあります。自治会活動は、地域コミュニティを推進するためにも大きな役割を担っていると考えます。

このことから、地域の活性化及び町民と町との協働によるまちづくりを推進するために、地域づくりの担い手である自治会が行うコミュニティ活動事業と連携して行うべきと考えます。

地域の皆さんから、地域づくりのために、町に事業を提案して、自治会と町が事業目的を共有しながら、それぞれの役割と責任に基づき、共同して事業を実施することにより、地域住民中心の地域づくりを推進することになり、地域住民が連携意識を高めるコミュニティ活動によって、地域課題の解決や住民サービスの充実につながると考えます。

具体的に、自治会が提案する事業につきましては、自治会が新たに提案し、実施する地域の活性化につながる新規事業、コミュニティ活動活性化につながる事業、新たなまちの魅力づくりにつながる事業、子供及び子育て世代人口の増加につながる事業、地域環境美化事業、高齢者等見守り事業、健康づくり事業などと考えます。

現在、びほろの活力共創事業補助金制度がありますが、補助率、限度額や補助期間等の問題がありますので、自治会が提案する全ての事業が補助されるようにすべきと考えます。

町長は、自治会提案に対する町補助金の創設について、どのように考えているのか伺います。

2点目であります。

住民サービスの向上について。

美幌町職員の定数確保等についてですが、令和2年第9回美幌町議会臨時会において、効率的、効果的な行政運営と住民サービスの向上と新たな行政課題等に対応するため、部設置条例において、町民生活部を新設しました。

これにあわせて、令和3年4月1日から

美幌町組織機構及びグループ制を全面的に見直して1年を経過しましたが、これまでの住民サービスの向上が図られた事項、改善点、現状での課題及び今後の対応について伺います。

また、少子高齢化に伴い、美幌町の人口は年々減少していますが、それに相反するかのように、行政事務量が年々増加していると思われます。

このような中、住民に対するさらなるサービスの向上を図るため、次の項目について町長の考えをお伺いします。

(1) 美幌町職員定数条例の職員数305人に対して、平成31年289人、令和2年283人、令和3年276人と年々職員数が減少していますが、職員定数との差についての考え方を伺います。

(2) 令和3年4月からグループ制について、主幹職から主査職に見直しをしましたが、現状についてどのように評価されているのか伺います。

(3) 平成26年4月から職員の定年退職後の再任用制度を導入していますが、再任用職員も年々増加している状況から、職員定数条例の職員数及び新規職員の採用の考え方について伺います。

(4) 住民サービスのさらなる向上を図るため、特に窓口業務を担当する職員については、グループ内での職員研修等が必要であると考えますが、その実施状況を伺います。

(5) 会計年度任用職員について、令和4年度当初予算でフルタイムの職員111名、パートタイム職員217名で正職員より多い状況になっておりますが、フルタイムの職員の配置についての考え方を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 〔登壇〕 馬場議員の御質問に答弁いたします。

まず、自治会活動の推進についてです

が、現在、町内の各自治会において、主体的に様々な地域コミュニティ活動が活発に行われており、このことが地域の共助コミュニティの形成を推し進める大きな要素となっているものと認識しております。

こうした自治会の活動では、財政面の課題もあったことから、令和2年度に自治会連合会との協議を踏まえ、運営補助金の見直しを行ったところであります。

今後も社会が様々な変容に迫られている中、地域の主体的な活動に対しましては、真になすべき公の役割、支援は何かを考えていくことは、必要かつ重要であると認識しております。

町民と町の協働によるまちづくりには、互いが対等なパートナーとして、ともに協力して活動することが重要であります。

財政面の支援については、新たな補助の制度化は行政からのアプローチとなり、特に自治会活動のような継続して行われる活動への補助は、活動の主体性を損なわせてしまう可能性もあることなどから、慎重に行わなければならないものと考えております。

現在、新たな補助制度の創設は考えておりませんが、令和4年度からの見直しを行った資源ごみ収集に対する自治会還元金など、今後も補助金以外で自治会が柔軟に使用できる収入の拡充手法について、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、住民サービスの向上について。

町民に対するさらなるサービスの向上を図るための考えについてであります。

1点目の職員定数と職員数との差についての考え方につきましては、職員定数は、行政運営を行っていく上での職員数の上限を示していますが、その一方で、職員数につきましては、多様化、複雑化する町民ニーズに対応したサービスの提供や事務事業の推進を図るため、それぞれの部局の現状

を聞き取った上で、業務量に応じた職員の適正配置を行った結果であり、その年ごとに職員数が異なって差が生じているものがあります。

2点目のグループ制の見直しについての現状での評価につきましては、令和3年4月の組織機構の見直しにあわせ、15年ぶりに見直しを行ったものであり、主幹職を中心としていたグループ構成を主査職中心の構成と変更いたしました。

見直しから1年2か月を経過しますが、それぞれ担当事務にとらわれることなく、集中して取り組む業務にグループ全体で柔軟に対応できているほか、主査を中心に即応性と機動性を発揮できる体制が整っているなど、職員の人材育成の観点からも効果が出ているものと考えております。

3点目の職員定数条例で定める職員数と年々増加している再任用職員の考え方につきましては、再任用職員は、これまでの行政経験で培った多くの知識やノウハウを有していることから、行政サービスを提供する上で必要な人材であり、適切な職員配置に努めているところであります。

しかしながら、令和5年度より、国家公務員の定年が段階的に引上げられ、令和13年度に65歳となることを踏まえ、本町におきましても定年を段階的に引上げて、65歳とする制度の導入を検討しております。

今後、制度設計を行った後、議会に御説明と御提案をした中で、令和5年4月1日からの運用開始を考えており、再任用職員は、定年延長により順次減っていくこととなります。

また、新規職員の採用の考え方につきましては、将来にわたって安定的かつ継続的な行政運営を行っていくために必要な職員数を一定数確保していかなければならないと考えており、業務量に応じた適正な職員数を常に把握して、職員を採用してまいりたいと考えております。

4点目のグループ内での職員研修の実施状況につきましては、窓口業務を担当する職員に限った研修は実施しておりませんが、行政サービスを提供する上で、基本となる接遇研修につきましては、毎年度新規採用職員を対象に実施している状況であります。

窓口業務の向上につきましては、町民の視点に立った利用しやすい窓口と対応する職員のスキルを高めていくことが重要であると認識しており、美幌町職員人材育成基本方針に基づいて、日頃から職場内で上司、先輩職員による職員一人一人に合わせた実践的で細かな指導、育成に取り組んでいるところであります。

5点目の会計年度任用職員の配置についての考え方につきましては、厳しい財政状況でも住民ニーズに応える効果的、効率的な行政サービスを提供することが求められていることから、会計年度任用職員の必要性を十分に検討した上で、組織として最適と考える任用、勤務形態の人員配置を行う必要があると考えております。

今後も行政運営においては、会計年度任用職員、再任用職員、正職員と、様々な任用、勤務形態の職員の力を結集し、行政サービスの安定的かつ継続的な提供に努めてまいります。

いずれにしても、多様化する行政需要、複雑化する住民ニーズに対応していくために、業務量が増大した場合においても、住民サービスを安定的に提供できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） それでは、順次再質問をしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

自治会提案に対する町補助金の創設についてということで、私は過去においても自治会関係について、何点か町長に質問いたしました。

その中で、今回あえてするのは、昨日も戸澤議員の質問の中にありましたが、私も元町で自治会役員をやらせていただけてますけれども、非常に今後の自治会活動に対する自治会組織が本当に厳しい状況になっているということをまず、昨日の戸澤議員の質問の中でも再確認したところであります。

その中で、切実な考え方として、率直に町長と意見が一緒になればいいという思いで、そんな気持ちで再質問させていただきますので、どうか町長よろしく願いしたいと思います。

最初に事務的なことなのですが、令和2年度に各自治会に対する補助金の見直しをしました。

67自治会の状況について、町補助金の自治会活動運営と補助金の各自治会の予算に占める割合について、大体67自治会平均して何%になるか伺います。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） ただいまの御質問について、お答えさせていただきます。

町補助金が自治会の会計に占める割合につきましては、議員の御質問にもございましたが、おおむね10%程度だと思います。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 10%については分かりました。

元町自治会の全体の収入割合10%と出しました。

しかし、自治会予算の10%にも満たないという状況の中で、大半の活動は自治会費で賄っている状況にあります。

現在の自治会費の中では、例えば、新た

な事業をやらなければならない、あるいは今現在やっている事業をさらに拡大しなければならないと言った場合は、全く財源がなくてできない状況にあります。

このことについて、町長はどのように考えているか、どういう認識なのか、最初に町長の考え方を伺います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、各自治会の会計というか、収入に対する割合が平均して10%程度ということの答弁を担当からさせていただきました。

それで、新たな事業、それから、拡大する事業ということで、元町もそうですけれど、前向きにやられている自治会もあるが、なかなかそうでない自治会もあります。その中において私が気にしているのは、従来のお金、会費も含めて自治会が全体で扱っているお金がどういうふうに使われているかということも、自治会内で見直しをする、再度精査する必要があるのかなという考えを持っております。

こういう支援については、昨日戸澤議員の御質問の中で、自治会連合会との意見交換、情報共有の中で自治会の主体性を持って尊重するよと。そのことに対する支援については、きちんとタイミングを逃さぬよう支援していく、私の気持ちはそういう思いであります。

ですから、出さないということではなくて、それぞれの自治会が預かっているお金をどう使うかということもきちんと見た中で、お金が足りないとかそういう論議になるべきではないかという思いであります。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 私、お金ばかりではなくて、後からも出てきますけれども、やはり自治会がやっていること、いろいろなボランティア活動も含めて、そういうことをやっている中で、どうしても行政に頼らなければならないお金であったり、

人であったり、いろいろなことがあると思います。

そのような中で町長の考え方は、お金についてはまた自治会連合会等の話等も含めて、その中で検討するということがありましたので、分かりました。

次に、答弁の中で、財政面の支援については、新たな補助制度化は行政からのアプローチとなり、特に自治会活動のような継続して行われる活動への補助は、活動の主体性を損なわせてしまう可能性があるということから、慎重に行わなくてはならないということなのですけど、この内容についてちょっとわからないので、再度具体的に町長に御説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 少々わかりづらい表現で、大変申し訳ありません。

行政からのアプローチ、いわゆる行政がこういう制度をつくったので、こういうことをしないだろうか。

そういった強制的な部分が少し出てくるのかなと。

また、対等なパートナーとしてともに歩むということからも、あまり補助制度にがんじがらめになると主従関係のような、そうではないのですが、そういったことも生まれかねない。

今はそういう状況ではないので、あまりそういうものを頻繁に行政側からアプローチすると、そういうことも行政側としては少し懸念する、そのような意味でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） そのことについて、私の考え方については、先ほど質問をしていますけれども、私が提案しているのは、今、関部長が言われるように本当に地域の皆さん、自治会から地域づくりのために町に事業提案して、自治会と町が事業目

的に共有しながら、それぞれの役割と責任に基づいて共同して事業を実施することで、地域住民の中心の地域づくりが推進される。そして、地域の住民の意識連携を高められるコミュニティー活動によって、地域の課題の解決や住民サービスの充実につながると考えます。

このようなことから、新たな自治会提案による補助制度化は、行政からのアプローチとはではなく、活動の主体性も損なわないと私は考えます。

このことについては、今、関部長が言われましたので、そういう補助金をつくれれば、そういった縛りがあるということの趣旨は分かりました。

それで、具体的に私は自治会に提案する事業として、過去にも町長に質問したことがあるのですが、地域環境美化事業を提案しました。

その具体的な事業の一つとして、各自治会等で毎年取り組んでいる道路の花壇整備があります。

このことは、交通安全対策やごみのポイ捨てなどの抑制にもなり、道路の美化にもつながっております。

私は、もともと自治会で実施しています道路の花壇整備について、以前に公園通全部、花を統一して植栽しようということで、関係する7自治会を訪問いたしました。

その結果、趣旨に賛同してくれた自治会もありましたが、ある自治会においては、自治会の会員が高齢になっており、花を植えたくても植えることができませんと回答する自治会があり、現在まで、花を植栽できていない状況にあります。

なお、公園通の状況なのですが、現在は7自治会においても、道路の花壇の植栽がかなり増えている状況にありました。

このことについては、他の自治会にも言えることだと思います。

令和2年3月の定例会の一般質問で、先ほど言いましたけれども、フラワーロードの整備について、一般質問いたしました。

その中で、町長は歩道を花いっぱいにしたいと。全く私と同じ考えであります。

皆さんと絶対やるべきだということであれば、努力したいという答弁をされております。町民は、誰も反対する人はいないと私は思います。

過日、6月12日土曜日に、日産自動車前で町長も見えられていましたけれども、約3,600株、約60人が参加して、花の植栽をしました。

そこで、全町をフラワーロードにするために、各自治会の状況により、先ほど町長も言いましたけれど、いろいろなことの状況が違うと思います。

各自治会の事業について、町に事業を提案して、各事業ができない部分を町からお金のこととか、人のこととか、肥料代のこととか、いろいろあると思います。

そのようなことを助成してもらい、町と自治会が共同して事業をすることにより、町全体がフラワーロードになると思いますが、町長の考え方を再度お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 先ほどの自治会に対する支援の中に、町がそういう制度をつくりたくないということは、否定的というか、後ろ向きということではないということです。

それで、私は馬場議員がおっしゃった町の中、歩道を花いっぱいにしたいというのは、今でもそう思っています。

それが、今、馬場議員がおっしゃったこととほとんど同じ思いではあるのですが、1点お話ししたいのは、行政と自治会という言い方の中で、行政とそれから地域住民、自治会でなくてこの地域住民ということを私は思っているのです。

それはどういうことかということ、自治会

だけに対する補助制度をつくると、やるところとやらないところによっては、場合によっては、なんでうちはやらないのと思う人もいるし、逆にやるところはやろうとした人たちがこの制度でお金を確保できたからやろうよと。

それは、押しつけめたく、義務化することが非常に私は気になる場所なのです。

ですから、もともと地域コミュニティとか、その中の内数である自治会という部分において、自分たちが先ほどからボランティアということですから、自分から、自らということを考えて、なるべく押しつけにならないような中でやる。

そうならば、思う人たちがたくさんそういうグループをつくって、できないところはその人たちが行ってフォローするというような環境を私はつくりたいと思うのです。

その中で、そこにかかる経費というのは、自治会というよりも町を挙げて、そういうことに対してしっかり支援をするということを進めたいという思いであって、馬場議員がおっしゃっていることとほとんど同じなのです。

1点だけ、自治会と地域住民、言い回しの差と言われればそれまでなのですが、思いとしては参加してくれる皆さんが、本当になるべく義務というか、負担とかにならないでやらないと長続きしないし、そのうちにお金をあげたりだとか、そういうことをしなければやってくれなくなるとか、そういうことだけを非常に懸念しているところでもあります。

長くなってすみません。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 私は、花をいっぱいにしたいということ、町長と全く同じであります。

その手法について、やはりできる自治会は、僕はいいと思う。

自治会という言い方はあれですけど、地域住民でもいいです。

だけど、できない、本当に困っている、高齢者で、人がいなくて、やりたいのだけどこできない。

では、そこをどうするかということ。

町長が言うように、いろいろな各種団体、フラワーマスターとかにいろいろ協力を得て、皆でそのところに手伝いに行く、日産自動車みたいにやるという方法もあるけれども、現にある自治会においては、やりたくても人がいない。

では、元町の自治会がそこに行ってやるのか。

あるいは全体でやるのか。

そういったときに、僕はやはり地域住民がどういう考え方を持っているかというのは、自治会でなくてもいいですけども、そこに花を植えたい。

そのために、町に支援を求めることを僕はあまり賛成しないのだけれども、質問でも言っていますけれども、本当は自分たちの力でやりたい。

だけど、今はこの壁に、私自身でやりながら、もっともっとやっていきたいと思うのだけれども、非常にどうしたらいいのかなというのが率直なところでありました。

町長が言われるように、地域住民とできるように、さらに各団体とも打合せをしながら、みんなで花を植えていこうという機運を高めていきたいと考えてございます。

そこで、町長も支援を考えていないということだったのですけれども、答弁の中で、新たな補助制度は考えていませんということであれば、例えば先ほど言いましたけれども、びほろの活力共創事業補助金制度について伺いたいと思います。

この要綱を見ますと、今やっている道路の花壇整備について、補助対象事業の景観ビジョンに該当するかという思いがしたのでありますが、そこら辺の見解について伺いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） びほろの活力共創事業についてでございます。

先ほどの花壇整備が補助事業の該当になるかということでございますが、事業の内容といたしましては、びほろの活力共創事業の趣旨に合致いたします。

しかし、この補助金の中で、これまで継続している事業というのは対象になるのは難しいものですから、何かしら新しい動きが加わる必要があります。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） このびほろの活力共創事業補助金の該当にはならないということで、継続しないで新たな企画ということでやったら該当になるよということで、分かりました。

それで、自治会で提案する事業も非常に難しいと。

それから、この補助金、びほろの活力共創事業補助金についても対象にはならないという中で、やはりこれもいい制度だと僕は思います。

びほろの活力共創事業補助金、いろいろ見直しをされて、今日来て、インターネットで、ホームページを見ました。

申請件数を見ても、いろいろな計画をされて、申請が上がっているように理解しています。

何とかこれも、今、いろいろ条件がありますけれども、自治会でこういった提案をすれば使えるように見直しするべきと考えますが、町長の考え方はいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今あるその制度的なものについては、今できたばかりとか、つくったばかりなので、それはそれで趣旨を大事にして進めたいと思います。

先ほどから馬場議員がおっしゃっている部分においては、やはりその地域の人たち

が活動するための自治会でもいいのです。

活動するための支援をどうするかということだと思うのです。

ですから、答弁書にも書いてありますけれど、私は先ほどからあえて自治会のためのいろいろ事業活動をする補助金というのは考えていないという意味なのです。

ですから、例えば、町に、歩道に全部花を植えたいということであれば、それは自治会でやれるところ、それから、自治会ということが無理でも、地域の中の何人かにやっていただいて植えられるところ。

そのときには、皆さんには無理をしてほしくないという形で、ここはもう高齢で無理ですよというところをやはり私は割り切って、例えば、花いっぱいのまちにしようとか、ふだん望んでいるということであれば、施策として手が回らないときにはしっかり支援をするというか、お金を出して業者というか、プロに植えてもらうのもありますし、いろいろな手法を考えればいいのではないかと思います。

ですから、そこだけを、言ってることを否定ということではなくて、何とかそのことを実現するためには、あまり自治会、自治会ということに対する負担をかけないようにしていかなければ、これから自治会自体も皆さんどんどん継続が難しくなる部分があるということに危惧しているということだけを御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 私の思いと町長の思いは同じなのですが、手法がちょっと違うという感じもします。

ただ、最終的に各自治会で、私は自治会という言い方をしますけれども、そこで全部美幌町を花いっぱいにしたいという気持ちは同じなので、できなかったら最終的に、今、町長がおっしゃいましたけれども、それについてはできない部分は何とか町でも検討するということについては、理

解いたしました。

そこで、最後になりますけれども、繰り返しになります、町長にもう1回確認します。私が提案した自治会の提案する町補助金の創設に対しても、新たな補助制度は考えていない、また、現在あるびほろの活力共創事業補助金についても、各自治会で活用できるような改正も今のところ検討はしないということであります。

その中で、戸澤議員の一般質問にありました。

自治会は、行政とのパイプ役、行政サービスの一端を担う地域のコミュニティーとして重要な役割を果たしているという中で、現行の自治会活動運営等補助金は、各種団体等の負担金を差し引くと赤字になります。その赤字の分を自治会で賄っていること。

また、自治会の役員の成り手がなく、自治会の未加入者も多くなっていること。

少子高齢化により、本当に自治会の会員数が減少になったときに、今後、近い将来においては、自治会を維持することが困難な状況になる。

まして、そうすることになって、解散に追い込まれる状況が来るのではないかとということも昨日話されていましたが、私はそういう時期が本当に迫っているのではないかという思いはしています。

もし、現状のままでいくと、自治会が解散したら、私は大変な状況になると思います。

町長、自治会連合会の意見交換も必要ですが、ぜひ、各自治会の意見を、地域住民でも結構です。聞いて、各自治会が維持できるような、町として何らかの対応をすべきと考えますが、町長の考え方を伺います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 自治会自体がどういうふうに進むかということに対しては、私は自治会がなくなっていくだろうと

いう思いはあまり持っておりません。

それで、これから今のやり方、私も自治会連合会の役員の皆さんに、町長、自治会をこれからも維持していくためには、どうしたらいいか、いいアイデアはないかとよく言われます。

そして、その中で私ももともとコミュニティー活動ということに対して、興味もあって勉強してきた中においてやはり感じているのは、本当に自治会がどこまでやるか、できるかという見極め、これをしなければいけないのかと思っております。

ですから、まずは自分たちが今までやってきているスタイルで、これからも本当にやっていけるかという見極めと、もう一つはボランティアという言葉にこだわるわけではないですけれども、ボランティアということを考えたら、どこまでだったらやっている方が負担でなく、義務でなく、楽しくやれるかということを皆さんと考えなければならぬと思っております。

これからはコロナ禍もあって、ウィズコロナ、アフターコロナを考えた場合に、地域コミュニティーの必要性というのは非常に高まると私は勝手に思っております。

ですから、先ほど言ったように、自治会がなくなるという思いはそんなに持っていないのです。

そのときに、地域のニーズに合った、要は若い世代とか、働き世代がどういうふうに関わるかということを中心に考えていかなければいけない。

ですから、情報を発信する。

なかなかその自治会活動というのは理解してもらわなかったら、ただ回覧板とか、訪問してということもあるのでしょうけれども、今風に言えば、若い人であればSNSをうまく使うとか、フェイスブックを使って月に2回ぐらいそういう情報を発信する。

それは、今の体制ではできないと思うのです。

ですから、そういう興味のある地域の人たちに、さっきも職員と話してきたのですけれども、例えば地域に住んでいるその若い人たちで、どうだい、こういうことをやって自分たちの自治会のことを発信したらどうだろうかという、そういうことは可能ですよねとか、そういうようないろいろな手法を変えていく必要。

それから、会費もどういうふうに使われているか、この使われ方でいいのかということもやはり皆さんが話した中で、そして、その使い方もはっきり見える化していくかということが、もっと今まで以上に見える化していくかということが大事かと。

そういうことをしていけば、私は絶対地域コミュニティというのは衰退しないで継続できる。逆に、地域に住んでいる方のニーズも私は高まっていると思っております。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 町長、自治会連合会の話の中で、自治会を維持するためという話をいろいろ意見交換されているということについてはわかりますけれども、やはりそれぞれの単位自治会のほうの意見も聞きながら、いろいろな方法で、本当にこのままでいいのかどうか。

私は、もしこのままでいったら解散する状況になるのではないかとことを言いましたけれども、何もしなければ、本当にこのままでいったら、自治会の必要性というか、自治会にだんだん入らなくなってくる、魅力もないということになってきますので、本当にそういう部分では我々も自治会会員として、それについては魅力ある、そして若い世代も入れながら、町長が言うように楽しくやっていきたいという思いがあります。

ぜひ、フラワーロードについて特化して質問しましたけれども、思いは同じなので、私も再度この自治会の在り方について

はもう一度、今の町長の答弁を受けて、自治会の役員も含めて協議をしながら、どういったほうが1番いいのかということもさらに研究してみたいと思います。

自治会の関係については、これで終わります。

次に、2点目の美幌町職員の定数確保について、質問させていただきたいと思います。

最初に、令和3年4月1日から町民生活部を新設するとともに、美幌町組織機構を全面的に見直して1年2か月が経過しましたが、これまでの住民サービスの向上が図られた事項、改善点、現状での課題及び今後の対応について伺います。

また、町民等から全面的に見直した機構等について、要望や意見があったのか、併せて伺います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁申し上げます。

今、議員から御指摘あったとおり、組織機構の見直しをさせていただいております。

業務量の平準化を図る、そして、機動的に組織運営を行うということを目指した見直しであります。

大きく従来の総務部と旧民生部については、業務が肥大化していたということがございましたので、その二つの所管している業務を三つに分けまして、新たに町民生活部を設置したところでございます。

そうすることによりまして、新庁舎に移行して、窓口部門を1階にそろえたということで、町民の皆様が来庁された際に各種手続きがしやすくなったという、そういった効果があったと認識しております。

また、窓口部門をしっかりとそろえたことで、町民の皆様の声を受け止める対応ができるようになったと、そのように認識をしております。

さらに、行政サービスの向上という視点

でいきますと、当然分散されていた窓口部門の集約はあるのですけれども、利用の実態に合わせて受付時間の短い担当窓口につきましてはハイカウンター、高いカウンターを、また、受付に一定の時間を要する担当につきましてはローカウンター、座っての対応をするということで、こちらについては利用者の皆様のニーズを踏まえた対応ができているのだろうと、そのように考えてございます。

また、課題の一つとしては、新庁舎移転後、当初1階の窓口カウンターと職員の席との間に一定の距離がございました。

そういったこともあって、窓口にいちゃったお客様に気づかない場面も見受けられたのが実態でございます。

そういった反省を踏まえて、現在におきましては、職員が相互に声をかけ合いながら、常に窓口に注意を払うことで、お待たせをしない窓口対応をしていると、そのような状況になってございます。

いずれにしても、組織機構の見直しあるいは窓口機能というのは、常に進化させていかなければいけないと思っております。

ゴールはないと思っておりますので、引き続きサービス向上を目指して、しっかりと職員一同取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務課長。

○総務課長（斉藤浩司君） 次に、御質問のありました現在の意見、要望等についてであります。

実際、現在のところ要望については特にございませんが、町民の方からは何点か意見を伺っています。

例えば、課名がわかりやすくなった、グループ名が前より表記がわかりやすくなった。

また、担当部署を探している町民の方がいらっしゃったときにも職員が声をかけて御案内するなど、複数の改善点があったかと思えます。

あと、部長からもありましたように、窓口業務を一本化し、集約されていますので、例えば、死亡届を出した際、1か所のカウンターにお座りいただいて、職員が代わる代わる交代で対応に当たるなど、改善は前回よりも図られているものと思います。

今後も職員が笑顔と挨拶を忘れず、改善すべき点は見直して、住民サービスの向上に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） はい、状況については分かりました。

総務部長がおっしゃられていた窓口と職員の間が遠いという話も、私も苦情として聞いたことがありますので、今はそれについても職員で声かけをやっているということで、分かりました。

次に、職員数が平成31年度289人に対して、令和3年度は276人と、13人減少しています。

答弁でそれぞれの部局の現状を聞き取った上で、業務量に応じた職員の適正配置をしておりますということでありました。

そこで、平成31年から令和3年度までの時間外の勤務時間数及び休暇の取得状況について、全体的な説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務課長。

○総務課長（斉藤浩司君） ただいま御質問のありました、時間外の平成31年から令和3年度までの状況でございます。

令和3年度に機構改革していますので、令和2年度以前はグループ単位ということで御理解いただきたいと思います。

平成31年度につきましては、グループは23ございますが、合計ですみませんが年間で大体106時間。

月にしますと8.9時間となっております。

最も多いグループで年間240時間、月に平均しますと20時間。

最も少ないグループでゼロということで、全くないというグループもございます。

また、令和2年度につきましては、年間で104.4時間、前年より2時間ほど減っています。

月にしますと8.7時間でございます。

最も多いグループで年間228時間、月平均19時間。

最も少ないところで年間2時間でございます。

最後に、令和3年度ですが、機構改革後でございます。

年間の平均時間177.6時間、前年より73時間増えております。

平均しますと月14.8時間でございます。

令和3年度が多い理由ですが、これは新型コロナウイルスに関しまして、ワクチン接種の対応、また、対策等に係る業務、また庁舎移転に関わる業務など、例年にはない業務もあったことが要因として考えております。

次に、休暇の取得状況でございます。

平成31年度全体の平均で申し訳ありませんが、年間で大体8.9日。

令和2年度につきましては、8.5日。

令和3年度は年間9.2日ということで、機構改革後、若干取得が増えているという状況でございます。

以上、御説明しましたのでよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 状況については分かりました。

そこで、事前にいろいろな資料の中で、今、課長が答弁されたように平均して分かりましたが、その中で、各課によってはやはり変動があると思います。

例えば、財務課あるいは保健福祉課、それから上下水道課、社会教育課含めて、今、平均よりもかなり上回っている状況にあるのではないかと思います。

そういったところは、答弁にもありましたけれども、きちんと現場の声を聞きながら、その時間外と休暇の取得状況に合わせて、適正な配置に努めていただきたいと思います。

次に、答弁の中で、職員の定数は、行政運営を行っていく上での職員数の上限を示しているということであります。

それで、多様化それから複雑化する町民ニーズに対応した行政サービスや事務量を推進するためには、私は現在の職員では不足しているのではないかと思います。

具体的に、令和2年度で283人の職員数が、令和3年には276人と。

いわゆる退職した職員よりも新規採用職員が少ないということもあろうかと思えますから、そのことで7名も減少しているかと思えます。

このことによって、先ほど言いましたとおり、令和3年度からの組織機構の見直しによるものと考えますが、先ほど御説明いただいた、時間外勤務の状況、あるいは休暇の取得状況から考えると、私は職員数が職員定数条例の定数を超えている部局も一部ありますが、全体で職員定数までいなくても、当面、最低令和2年度の283人は確保すべきと考えますが、町長の考え方を伺います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） すみません。

先に私から、先ほど適正な人員配置をということで、全くそのとおりです。

そのために、毎年度秋頃、各部局を対象に人員の配置の状況あるいは業務量の実態のヒアリングを行ってございます。

そうした中、組織全体の状況を見極めた中で、次年度に向けた組織体制の在り方を検討の上、4月1日付の人事異動に反映し

ているという実態でございます。

また、今、定数に対する配置の御指摘をいただきましたが、本年4月1日付につきましては、職員数は280名ということで、前年度から4名の増員になってございます。

その4名につきましては、保育士を新たに2名採用したほか、今、町の課題であります脱炭素あるいは廃棄物処理に関する対策、さらには病院事業の充実など、担当職員を増員するというので、実情に応じた対応を図ってきているところであります。

確かに、定数条例は305人なのですが、この定数条例はあくまでも上限を示したものであって、行政運営については効率的な運営が必要ということで、常に最少の職員数で最大の行政事務を発揮することが使命になってございます。

つきましては、実態をしっかりと見極めた中で、引き続き適正な配置に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 今、総務部長から御答弁いただきました。

本当に私も当時担当したところ、現場の声を聞きながら時間外とか休暇取得状況を見ながら適正配置に努めたのですが、やはりその頃はもっともっと時間外が多かったです。

そんな中で、構成比率もあって、職員を削減しなければならぬ状況の中でやってきた記憶がありますけれども、ぜひ現場の声を聞きながら、適正配置に努めていただきたいと思っております。

時間がありませんので、最後に1点だけ。

町長、考え方含めてお伺いします。

会計年度任用職員の配置の状況であります。

これについては、令和4年度の当初予算

で、フルタイムの会計年度任用職員は11名となっておりますが、どういう基準で配置されているのかということ、まず1点伺いたいと思います。

それで、何を言いたいということなのですが、同じ職場で、同じ業務に携わって子供たちを預かっている職場の保育園の保育士、発達支援センターの指導員、子育て支援センターの指導員等や栄養士、学芸員、図書館の司書について、正職員と会計年度任用職員が同じ職場に配置されていますが、会計年度任用職員については、私は一遍にいかなくても正職員化すべきと考えますが、町長の考え方を伺います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、会計年度任用職員の雇用要件ということを御質問されましたけれども、基本的には正職員という言い方はあまり好きではないのですが、通年雇用されている職員と年度という部分で、本来ならば一緒の仕事をしていくはずではなかったはずなのです。

その辺が、全く同じことをさせているというか、していただいているということに対しての問題があるのかなと思っています。

そのことをやはりきちんと受け止めた中で、本来、通年雇用というよりも正規職員という形で考えなければいけないこともあるのかと思いますし、本来やるべき職員がその分頑張ってもらわなければいけないこともあると思うので、その辺は実態を見て、改善できるものはしっかり改善したいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） それぞれの部局の要望をきちんと聞いて、先ほどの繰り返しになりますけれども、職員の適正配置をしていただきたいと思います。

いずれにしても、多様化する行政需

要、複雑化する町民ニーズに対応していくために、きちんと職員数を確保していただき、住民の要望、苦情、意見をしっかり聞いて、さらなる住民サービスの向上に向けて、引き続き職員の最大限の努力をお願いします。

一般質問を終わります。

○議長（大原 昇君） これで、13番馬場博美さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、11時10分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大原 昇君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君）〔登壇〕 それでは、一般質問させていただきます。

2点させていただきます。

1点目、資源ごみ売却の関係について。

資源ごみ売却に伴う益金の町民への還元について。

美幌町では、平成15年度に美幌町一般廃棄物処理基本計画を策定後、数回の改訂を経て、令和4年3月には新たに美幌町一般廃棄物処理基本計画書を策定し、廃棄物の抑制、循環型社会形成の推進と適正処理に努めているところであります。

しかしながら、美幌町の1人1日当たりのごみの排出量は、令和2年度では841グラムであり、北海道の目標値である590グラムを40%ほど上回る数値となっています。

また、リサイクル率においては、平成24年度の23%から約10年間で17.3%となり、道の目標値30%を大幅に下回っております。

特に、プラスチックごみについては、まち育出前講座、広報紙、パンフレット等を通じて、知識と理解を深めてもらっている

ところでございますが、町で回収している容器梱包プラスチック、その他プラスチックごみについては、269トンのうち159トンと約6割程度しか資源化できず、100トン以上が埋立て処理されている現状であります。

このことから、町民のごみに対するさらなる意識改革を図らなければならないと思われませんが、リサイクル率向上のための今後の対応策について伺いたします。

また、現在の資源ごみのリサイクルによって生まれた益金につきましては、各自治会への還元以外は、ごみ処理の経費に充当しております。

家庭から出された資源ごみが、再び価値のあるものとして、持続可能な循環型社会形成のために、美幌町の次世代を担う子供たちのために活用することが必要であると考えますが、町長の考え方を伺いたします。

2点目、農村地域における上水道の現状について。

（1）農村地域における飲料水供給対策について美幌町の農村地域における上水道給水地域以外の方々の井戸水について、以前より「汚れている、飲料水としてはどうなのか」、「飲料用は買ってきている」と声が聞こえてきます。

また、「今は、水質や水量も十分であるが、昨年のような干ばつ時は量、質とともに低下した」というお話も聞かれております。

そこで、美幌町の上水道給水地域以外の飲料水対策の現状と今後の美幌町としての考え方を伺いたします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 伊藤議員の御質問に答弁いたします。

初めに、資源ごみ売却の還元についてですが、1点目のリサイクル率向上のための今後の対応策についてですが、議員御指摘

のとおり、1人1日当たりのごみの排出量の増加やリサイクル率の低下は、美幌町における廃棄物行政の重要な課題と認識しているところであります。

要因として、行政の啓発不足により町民のごみ量抑制や分別の意識の低下が生じたものと考えており、対応策としては、これまでも実施している地域や学校へのまち育講座の強化、分別辞典の見直しやごみ分別アプリの普及の推進、リサイクル率の向上に努めていきたいと考えております。

また、ごみ収集時や処分場への直接搬入時における不適正物混入の指導も引き続き強化していきたいと考えているところであります。

2点目の資源ごみのリサイクルによって生まれた益金については、分別の推進に協力をいただくため、一部を自治会へ還元しており、今年度からは、還元対象の品目を一部見直し、増額しているところであります。

ごみ処分に係る経費は、施設の改修や機器の更新、第4期処分場の建設や広域による中間処理施設の実施に向けた費用など、今後も多額の費用が必要と考えております。

一部の自治体では、リサイクルの益金の一部を活用し、独自の奨学金制度を創設するなど、先進的な取組が実施されていることも承知しているところでありますが、美幌町においては、ごみ処理に係る経費に対する財源の確保が最重要と考えており、リサイクル意識の向上対策を推進しながら、今後も適切な基金の運用に努めていきたいと考えております。

次に、農村地域における上水道の現状についてですが、上水道給水区域外の飲料水対策の現状と今後につきましては、現在の普及状況は、人口減少が続く中、令和4年3月31日現在、行政区域内人口が1万8,349人に対して給水人口が1万7,502人、水道普及率が95.4%であり、給水区

域外の人口は847人で4.6%となっております。

給水区域外となっている理由につきましては、既設配水管から遠く離れており、また、住宅が点在しているため、多額の事業費を必要とするなど、条件が厳しい地域であることから、水道事業計画は持っていないのが現状であります。

上水道給水区域以外の飲料水対策の現状としては、家庭用浄水器を設置する補助制度を設けており、浄水器利用による井戸水の衛生確保に努めているところであります。

飲料水対策は、地域の要望や現状を把握し、様々な検討が必要と考えますが、今後はさらなる人口減少に伴う使用料収入の減少、老朽化の進行による更新費用の負担の増加、東日本大震災を踏まえた危機管理対策耐震化など、水道事業を取り巻く環境が一層厳しくなることが懸念されていることから、現時点では、給水区域を拡大していく予定はありませんので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

プラごみのリサイクル率が60%となっておりますが、プラごみ回収時に適合しない袋にシールを貼って改善を促していたと思いますが、現状はどう対応しているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 御答弁いたします。

現状におきましても、袋から見える範囲で不適物が入っている場合については、貼り紙等をして置いていくという処置を行っているところでございますが、何分一つ一つ開けてということはもちろんやっています。

せんので、中に入っている部分につきましては、不適物が混入して収集されてしまうという事象が起こっている状況でございます。

○議長（大原 昇君） 6 番伊藤伸司さん。

○6 番（伊藤伸司君） 今、60%のリサイクル率で、あそこの処理場において、すごい人がより分けているという状況にあると思うのですけれども、その辺が改善、60%から向上しないというのは、何か問題あると思いませんか。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 御答弁いたします。

60%というお話で、質問でもあったのですけれども、直近の令和2年末現在では、実際その他プラ、同じ268トンのうち63トンが埋立て処分ということになっていますので、23%が埋立てに回っているということで、若干改善はしている状況かと思われま。

ただ、そう申ししましても、23%は不適切なものが入っているということでございますので、実際にごみを出していただく方に、きちんとまたさらに強い周知をしてやっていくしか方法はないかなと考えているところです。

○議長（大原 昇君） 6 番伊藤伸司さん。

○6 番（伊藤伸司君） 私も去年、おとし、妻が入院したときに自分でプラとかそういう分別をした、今も多少はやっているつもりなのですが、やはりプラごみの汚れたものを洗ったりなんなり、すごい手間がかかるというのは、自分で現状では把握しているつもりです。

どうにかしてあれを周知徹底して、最近コロナの影響もあって、巣ごもり需要もありまして、プラごみがもう無茶苦茶というか、すごい増えているという現状にあると思うのです。

だから、埋立処分場がどんどん窮屈になってしまって、次の第4期の計画を前倒ししなければいけないということも含めて、町民一人一人がやはり意識を向上させていかなければならないのではないかと考えている次第でございます。

次に、昨年度の資源ごみの売払いの実績を教えてくださいと思います。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 資源ごみの売払い実績でございます。

令和3年度の数字で申し上げますが、まず、売払い対象品目としましては、小型家電、ペットボトル、古衣料、廃食用油、発泡スチロール、鉄くず、新聞紙、段ボール、雑誌、牛乳パック、一升瓶、ビール瓶、アルミ缶、スチール缶というものが、売払い対象となっております。

令和3年度実績でございますが、総額で2,110万3,227円となっております。

○議長（大原 昇君） 6 番伊藤伸司さん。

○6 番（伊藤伸司君） 先ほどの答弁にありましたけれども、売払い金のうちの自治会還元というのはどのように行っているのか。

また、金額等教えてくださいと思います。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 先ほど申し上げました売払い総実績から売払い自治会還元分としまして、実績で99万7,970円を自治会へ還元させていただいております。

令和3年度までの還元方法につきましては、資源ごみを収集していただいている委託業者で、各自治会ごとに収集日が決まっていますので、その収集した重量、それから種別の実績等を拾っていただいております、それに基づいて売払いした実績を自治会に還元させていただいております。

○議長（大原 昇君） 6 番伊藤伸司さん。

○6 番（伊藤伸司君） 令和3年度の2, 110万程度、売払い分があって、それから諸費を引いた後に99万円を自治会全体に還元したと。

それ以外の分というのは、ごみ処理の費用ということで使っているというのも聞いておりますけれども、この比率というのは何か根拠があるのでしょうか。

何か計算方法とか。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 自治会還元金の部分につきましては、各自治会ごとに集計はしてございますが、還元する品目と単価というものをそれぞれ設定しまして、実際収集した重量に単価を掛けたものをお支払いさせていただいている状況でございます。

○議長（大原 昇君） 6 番伊藤伸司さん。

○6 番（伊藤伸司君） それでは、大まかであると思うのですが、実際に自治会単位で収集した分をお返ししているということですね。分かりました。

それでは、次に、益金をごみ処理費用に充てるのではなく、分別時に、町民が高い意識を持って、リサイクル率の向上対策として、将来美幌町を担う子供たちのために、諸材料費の高騰している給食費や基金、奨学金に活用するつもりはないのか、再度お尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、先ほどの売払い2, 100万ほどのほかに、ごみ収集に係る特定財源といたしましてはごみ処理の手数料等がございますけれども、収集運搬、それから処理場の管理費等には、それ以上の多額な経費がかかってございます。

これらは貴重な特定財源というもので、基本的には本来の事業にまず充てるという

ことが原則となっております。もし、それを上回った収入があった場合には、違う使い方というのはできるかと考えてございますけれども、美幌町におきましては、今後さらに処理の経費等も増嵩するようなことが予想されておりますので、まず、本来の事業に充当するものと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6 番伊藤伸司さん。

○6 番（伊藤伸司君） その処理費用の増大にかかるという部分は重々承知をしていますが、先ほども言いましたけれども、美幌町の将来のために使える、町民がこういうふうにして集めて頑張っているのだという思いをリサイクル率の向上対策としても使っていただきたいなと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

農村地域の上水道の現状ということで、先ほど答弁をいただきました。

美幌町として給水区域の拡大は考えていないということですが、現在上水道を利用していない、または、できない町民は全体の4.6%、847人ということで答弁をいただきましたけれども、井戸水利用、上水道以外の利用戸数というものは何戸くらいになるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 上下水道課長。

○上下水道課長（石山隆信君） 御答弁させていただきます。

利用戸数につきましては、322世帯でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6 番伊藤伸司さん。

○6 番（伊藤伸司君） 322世帯ということで、以前はまだまだあったと思うのですが、だんだん農村地域に居住する人が減少して、今の数だとは思いますが。

美幌町の水質検査助成要綱を読むと、美幌町内における水道未普及地域世帯の飲用水の安全対策として、妊婦及び0歳児在宅

世帯に対して、水質検査費用を助成することにより、新生児及び乳児への安全確保を図り、もって公衆衛生の向上及び生活改善を図ることを目的とする。

それには条件と限度がありまして、美幌町に移住する妊婦及び0歳児在宅世帯で、井戸水を飲用としているもの。

それから、給水管から200メートル以上離れているものということになっております。

それには、いずれにしても、1出産に対し1回を限度とすると。

ですから、妊婦が乳幼児、未就学児というか小さい子がいなかったら助成も受けられないと。

これは、水質検査のことです。

それから、飲用水を検査する条件はあるのですけれども、今現在、どれぐらい検査を行っていたのか。

それから、不適格なものがどれぐらいあったのかというのを教えていただきたい。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 御答弁申し上げます。

水質検査につきましては、平成15年から直近までで実施が6件となっております。

そのうち、実際に水質検査の結果が悪くて浄水器設置までになった方につきましては、2件が実績となっております。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 10年ぐらいでそれぐらいしか適用はなかったということなのですけれども、これには町として、今までどのような周知、飲用水の在り方、水質検査について、啓蒙とか、そういうのがあったのか、なかったのか、お伺いします。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 水質検査等の周知についてでございます。

実際、過去2年間、最低でも井戸水の水

質検査及び浄水器の補助について、お問合せ自体もない状況ではございますが、今後はホームページ等で周知していくことも検討しているところでございます。

過去の例につきましては、平成15年度に北海道において全道の地下水が硝酸性窒素等に係る環境基準を満たすことを目標としまして、対象期間を10年として北海道を中心に取組が行われた経過がございます。

その際に、美幌町としまして、そこから検査費用の助成をするということが始まっている経過がございまして、そのときには、そういう制度があつて助成をしておりますということは、広報紙にも掲載していた経過がございます。

以上です。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 多分、僕がちょっと聞き及んでいるところによると、平成25年度に何か一斉の検査を呼びかけて申し込んだという話も聞こえております。

ですから、年々水質というのは変わる部分があつて、地域地域でやはり違うと思うのです。

それで、先ほども質問ではありましたが、やはり目に見えない部分というのはあつて、その人たちはずっと飲んでいるから飲用している人はわからないのですけれども、ほかの人が飲んだら何か「ん？」と。

僕も農村地域に行ったときに、やはりおいしいと感じるときとちょっと「ん？」というのがあつて。

私は、水道水は給水されているので大丈夫なのですが。

そういうことで、先ほど言った水質検査助成の要綱、それから、言いませんでしたが浄水器も同じような条件で助成なり補助があるということでした。

もっともっと助成補助の対象が、今の段階では水質検査に難があつて、保健所から

不適格と言われないと浄水器も助成が受けられないということですよね。

ですから、その条件等も撤廃ではないですけれど、条件を緩和していただいて、一律申し込んだ人には2分の1助成とか、そういうものを考えていただけないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 浄水器の助成事業に係ることでお話を申し上げますと、浄水器の設置購入に係る助成につきましては、近隣では網走市、北見市、大空町、津別町などで実施がされております。

その場所では、美幌町以外では補助率は約2分の1、あと上限についても20万円程度の上限設定がされている状況でございます。

それに対しまして、美幌町におきましては、補助率については4分の3、上限を45万円と設定してございまして、助成の内容としましては近隣の自治体よりも条件はいい状態ではないかと考えているところでございます。

近隣の状況を見ましても、全額助成ということではなく、一定程度の自己負担をしていただくことが必要と考えております。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） それであれば、水質検査に難がなくても助成はいただけるのでしょうか。

私の認識としては、何か数値的なものが駄目でなければ、硝酸体系が駄目でなければ助成できないと思っていたのですが。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） こちらの制度につきましては、妊婦、それから乳児に特に影響があると言われております硝酸態窒素や亜硝酸態窒素の検査に関してという助成でございますので、何でもというわけではないです。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さ

ん。

○6番（伊藤伸司君） 給水区域の拡大ということが、多分、先輩の議員含めてたくさんいろいろな質問されて無理だよということ。

私の地域で何とかならないのかと言われて、言われてというのはおかしいのですが、やはり農村地域は人数が少ないと言いながらも経費がかかるというのは重々承知しています。

でも、その辺も考えていただいて、規制の緩和、条件の緩和、それから浄水器等も全額、4分の3でなくてもいいですから少し考えて2分の1でも、3分の1でも出していいただければありがたいと思いますので、考えていただきたいと思いますが、町長どうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 普及の給水区域から外れる地域については、答弁したとおりでありまして、なかなか難しいと。

今、現実には井戸等を使っているところはどうかという話に対して、いろいろ住民の方の不安も含めてお話をいただきました。

それで、担当からいろいろ答弁させていただいた中で、今回こういうお話をいただいたときに、私ども内部でもいろいろ話した中で、こういう水質検査をする方法があるよとか、そういう周知も全くなかなか、相談をされる事例もないからということで、実は相談がないからこちらはしなかったという部分もあるかもしれないです。

そういう意味では、これからは、一つは水道を引けていないところについては、こういう水質を検査することができますよということはしっかり周知する、PRをしていきたいと思います。

それで、今の中でいけば、妊婦の方とか0歳児と、これも対象が限られるということなので、内部ではこの辺もきちんと見直しをするべきではないかという話をしてお

ります。

それから、当時決めた金額で、その検査費用についても、当時と若干変わっているというようなこともあって、その金額についてはきちんと見直さなければいけないかと思っています。

ちょっと長くなりましたけれども、不安を持っている方々には、何とか解消する方法としてそういう検査をしっかり受けられる。

それから、浄水器については、その条件として悪い方が浄水器を設置するということは、誰でも希望すればというのは、率を下げてもなかなかそれは難しいかと思っています。

ですから、検査を皆さんが受けていただけるようなきちんと条件の緩和とか、それから、費用等をきちんと見直してかつそのことによって、条件が悪い部分、浄水器をつけてもらうということもしっかりPRし、少しでも皆さんの不安をなくす努力はしていきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 1つ聞き忘れたというか、言い忘れたのですが、美幌町に保健所があったときは、水質検査に関しても容器だとかそういうものをすぐ手配していただいて、気軽にできたのですが、今やはり美幌町に保健所はないということで、その辺は町として水質のカップがあるとか、その容器があるとかというのはないと聞きました。

わざわざ北見市か振興局に取りに行って、水を持って提出すると聞いたのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 議員おっしゃるとおり、現在美幌町役場、私ども担当課のほうでは計量の消耗品等は用意してございません。

保健所のほうに出向いていただいて、容器を受け取って、申し込んでいただいてという形をとってございます。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） そういう一つ一つの細かいところまで手が届くかといった難しいのですが、そういうことも役場、水道部なのか環境なのかちょっとわからないのですが、そちらでお申込みを仮に受けて、前に進んでいくということも考えていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

近年、やはり水質はともかく、水量が減ってきたりなんだっているのが現実です。

それで、掘削から何十年も経つと、管の老朽化とか、水道管もそうですけれども、そういうのも含めてやはり量が減ってきたとかそういうのがあって、掘り直したいと。

ある程度新規にしたいということに関しては、何か美幌町としては助成があるのか、ないのか。

どうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの井戸の関係でございますけれども、現在美幌町におきましては、そういった助成等の制度はない状況でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） ちょっと情報を探したところ、近くでは、条件はもっとあるのかもしれないのですが、北見市では100万円を限度に2分の1、それから、厚真町、森町も2分の1、100万円ということで。

もう少し、30万、50万というところも結構ありますので、何件か多分問合せが来ていると思うのですが、実際に問合せて何もない、美幌町は井戸水に関し

ては何もないよと問われました。

そういうことも含めて、やっぱり水は生活の根源ですから、飲み水含めて生活用水というのは必要だと思うのです。

その件に関して、今後対応していただけるかどうか。

どうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 給水区域外の方々に対して、先ほどその検査の内容も含め、それから周知も含めて、そして今回井戸を掘り直したいというか、実際には中の鉄管だと思うのですけれども、そういった中で今お話いただいたことも、私どもも担当から聞いております。

それで、水道がなかなか個別に費用の面からそこまで行けないということを考えれば、それぞれの個々の方々に対して、今言ったような井戸を掘る支援とか、このことも考えていく必要があると私は認識しております。

そういうことで、今日お話ししたことについてきちんと整理した中で、町としてどういう形ができるか、今後皆様に示していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 町長からそういうお話をいただいたのですけれども、今現在、井戸の掘削をするのに新規に掘る場合、メーター数にもよるのでしょうかけれども、約300万ぐらいかかる。

それも水が出るか、出ないかにかかわらずかかるので、掘削業者ももう大分以前から見たら減少していると。

もう北見市に何件もない、北見市というかオホーツクに何件もないということなので、今すぐ困っているというのもないのですけれども、そういうことも含めて美幌町はなぜないのかということも含めて考えていただきたいと思います。

それでは、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） これで、6番伊藤伸司さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、13時といたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（大原 昇君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 〔登壇〕 私は、3点通告してありますので、説明をしながら答弁いただきたいと思います。

まず1点目、庁舎のバリアフリー化について。

正面玄関の段差解消についてです。

駐車場の整備も完了いたしまして、所用で久々に正面玄関から庁舎の出入りをしてみました。

ちょっとした段差があり、車椅子では乗り越えることができず、後ろから押してもらっても、なかなか前に進めない状態でした。

また、これまで地下の入り口には、車椅子でも出入りすることができるよう、スロープが設置されておりましたが、今は撤去されて車椅子の方が自力で出入りすることができない状況になっています。

高齢者や障がい者だけでなく、全ての人が何の支障もなく利用できる庁舎であるべきと考えますが、対応策についてお伺いいたします。

2点目です。

福祉行政について。

児童虐待の対応についてです。

昨年度末に、警察庁から「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況（令和3年度）」に関する調査報告が公表されましたが、児童虐待の件数は一度も減少すること

なく、毎年、過去最高を更新し続けています。

児童虐待というと身体的虐待が1番多いと考えられていましたが、実際には心理的虐待の事例が増えてきています。

児童虐待は、子供の身体的・知的・心理的発達に長期の影響を及ぼすため、早期発見・早期対応が鍵となります。

現代社会では、家族以外の大人が子供の様子や変化に気づくことができる機会が多いのは、保育所や幼稚園、学校であると考えられますが、本町における現状と課題についてお示しください。

3点目は、教育行政についてです。

障がいのある子の読書習慣づくりについてです。

子供時代の読書は、言葉を学び、創造力を豊かなものにし、読書の楽しさを知るとともに、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものです。

美幌町ではブックスタートを実施し、乳幼児からの読書活動に力を入れています。が、知識基盤社会の到来や経済格差の拡大、グローバル化の進展など、子供たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

障がいの有無にかかわらず、全ての子供たちがこれからの社会を生き抜くために、知識の集積だけでなく、判断力や表現力の習得も重要であり、読書は非常に有効な手段であることから、全ての子供たちが読書を楽しめるように、読書のバリアフリー化が求められています。

児童生徒が読書習慣を身につけるための取組として、目に触れる場所に図書を配置したり、イベントを企画するなどの工夫を凝らしているところもありますが、障がいのある子を含めた今後の対応について、町の考え方をお示しください。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 〔登壇〕 坂田議

員の御質問に答弁いたします。

なお、教育行政については、教育長から答弁いたします。

庁舎のバリアフリー化について。

庁舎駐車場整備工事につきましては、6月24日に南側駐車場の舗装工事がおおむね完了し、間もなく3年にわたる新庁舎に係る全ての工事が終了する運びとなります。

新庁舎のバリアフリー化は、美幌町新庁舎建設基本構想において、人と未来をつなぐ空間をコンセプトに、ユニバーサルデザイン、バリアフリー機能を持たせ、高齢者、障がい者、子育て世代など個人差に配慮し、移動しやすく、わかりやすい庁舎の整備に努めてまいりました。

車椅子使用者への配慮につきましては、庁舎駐車場など多くの方が利用する場合には、駐車場と建物出入口までの通路を確保することが義務づけられていることから、乗降時や移動時の安全に配慮して、車両の通行がなく、建物に1番近い位置に車椅子専用駐車場を整備いたしたところであります。

また、役場庁舎東側工事の完了に伴い、しゃきつとプラザ側の車椅子専用駐車場側からの動線が確保されたことから、駐車場内に設置しておりました仮設スロープを撤去し、車椅子専用駐車場を御利用いただくことにしたものであります。

正面玄関につきましては、思いやり駐車場を含め、南側駐車場を御利用の皆様方の動線を念頭に歩道を切下げいたしましたが、歩行者と車両との動線を分けていることによって、僅かな段差が生じている現状にあります。

このため、段差緩衝材を設置する対策を講じ、利用される皆様の安全に配慮した環境を整えてまいります。

駐車場の完成により、運用が本格化していく中で、利用者の状況を踏まえ、今後も利用される方の視点に立って、わかりやす

く快適に御利用いただける庁舎となるよう、必要に応じ対応してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、福祉行政について。

児童虐待の対応策についてですが、児童虐待は養育者が理由に関わらず、身体的な暴力、威圧的な言葉などによって、子供の心身を傷つける行為であり、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育の放棄・怠慢）の四つに分類されますが、御質問にもあるとおり、心理的虐待に関する相談が本町にも寄せられている現状にあります。

心理的虐待が起こる主な要因としては、言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子供の目の前で家族に対して暴力を振るう面前DV（ドメスティック・バイオレンス）などが挙げられます。

心理的虐待のみならず、児童虐待全般の対応策としては、早期発見、早期対応が重要となりますが、本町の取組内容として、虐待の通告や保育園、学校等でその疑いの情報をつかんだときは、連携して迅速に対応できるよう各関係機関の担当者で構成する美幌町要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議を開催し、各関係機関が持つ情報交換や今後の支援方策を協議、検討を行い、会議での検討結果、関係機関による保護者との面談、ケース内容によっては、児童相談所へ一時保護を行うなどの措置をとっております。

また、個別ケース会議では通告時のみならず、その後の経過の状況に応じて対応を協議するなど、児童の安全確保を図っているところであります。

児童虐待を発生させないためには、未然防止の取組が重要であることから、各部署間での連携を図り、民生委員児童委員をはじめ、地域住民の方々や関係機関の協力をいただきながら、児童虐待の発生予防、早期発見に努め、児童の安全確保を第1に迅速かつ的確な対応を行ってまいります。

で、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 〔登壇〕 坂田議員の御質問にお答えいたします。

読書は、読解力や想像力、表現力を育てる力を持ち、1冊の本の出会いから、子供たちの生きる力が育まれていくとされております。

本町では、平成18年度より美幌町子どもの読書活動推進計画を策定し、家庭・地域・学校などが連携して、子供たちの読書活動の推進に取り組んでいるところであります。

御質問の障がいのある子を含めた今後の対応についてであります。現在も家庭・幼児機関・学校・児童機関・図書館がそれぞれの活動の中で取り組んでいる状況にあります。

今後の推進に向けては、家庭では家読を視野に入れた読み聞かせ活動の積極的な周知を行い、幼児機関や学校では、町内ボランティアグループによる読み聞かせ活動を行うほか、学校では、朝自習時における読書活動推進に加え、小学校の特別支援学級では、在籍児童に対して個に応じた本の提供を行い、児童機関や図書館では、本に親しむ機会をつくるなど既存事業の充実を含め、読書習慣を身につける取組を継続いたしますが、子供たちが本に触れ合い、本を身近に感じ、本を好きになることが何よりも大切であると考えております。

このため、今後とも障がいの有無を問わず、乳児期から幼児期、少年期へと切れ目のない子供たちの読書習慣を形成できるよう、引き続き関係機関の連携と創意工夫により、図書館司書を中心に読書の大切さを広く伝え、本を好きになる子供が1人でも多く増えるよう取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、お答え申し上げました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） それでは、庁舎のバリアフリー化についてから、再度質問させていただきます。

答弁いただきましたように、新庁舎のバリアフリー化。

個人差に配慮しながら、移動しやすくわかりやすい庁舎の整備となっています。

車両の通行がなく、建物に1番近い位置に駐車場を整備したことも理解しているところでは。

正面のグリーンゾーンで彩られていることも理解できますが、そこから正面に入ろうとすると、先ほど言いましたように段差があり、当然、自力では上ることはできませんし、付添いの方が年齢または体力によって上ることが困難な状況が確認されております。

車から降りて、正面から入りたいの思いは理解されると思いますが、ちょっとした段差であっても力が十分発揮できない人たちにとっては、とても大変なことだと思います。

先ほどの答弁の中で、段差緩衝材を設置するとのことですので、早急に対応すべきだと考えております。

もう一つですが、しゃきっとプラザ側の車椅子専用駐車場側からの動線が確保されたという答弁をいただきましたが、これはどういうことなのか理解ができません。

しゃきっとから庁舎に用があつて行こうとしても、車椅子で行くことは不可能になりました。

どちらかの玄関からも出入り可能にするのが当然でないかと思いますが、必ず正面玄関から出入りしてくださいということなのでしょう。

先ほどの答弁に、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化機能を持たせた高齢

者、障がい者、子育て世代など、個人差に配慮した整備とは言えないような気がいたしますが、具体的な説明をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁を申し上げます。

大きく2点、お尋ねかと思えます。

まず1点目の正面玄関の段差。

こちらは、議員から御質問をいただいて、私も実際に自分で車椅子を使用して通行してみましたが、やはりあの段差は自分で到底上がれないということもわかりましたし、介助があつたとしてもスロープにかなり急勾配がありますので、そういう意味ではちょっと望ましい状況ではないと受け止めてございます。

答弁書で記載させていただいておりますが、段差の緩衝材、これはゴム製の緩衝材があるということがわかりましたので、実は発注しておりますし、近々納品されますので、こちらについても早急に環境を整えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、2点目のお尋ねです。

庁舎東側の玄関、しゃきプラとの連絡の玄関でありますけれども、こちらは議員から御指摘ございましたが、しゃきっとプラザの玄関左側でしょうか。

車椅子駐車場が3台分あります。

そこからちょっとぐるっと回ることになりますけれども、ずっと道なりに来ると庁舎の東側の玄関に来るということで、そこらを通行していただいて、庁舎に出入りをいただきたいということで考えてございます。

その理由なのですが、例えば出たところからそのままスロープを設置すれば、確かに出入りはしやすくなるのですが、しゃきっとプラザの駐車場を利用されている方が車を移動しておりますので、通行があるということで、十分な安全を確保でき

ないのではないかと、そのような考えで今現在しゃきっとプラザの車椅子の駐車場側から歩道を回って出入りしていただきたいと、そのような考え方を持っているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 正面玄関のほうについては、早急に対応している状態ということなので、それについては理解をいたしました。

ただ、しゃきっとプラザ側からの入り口、出入口です。

そここのところ、今、答弁いただいたのですが、あそこから東側のほうに行つて、ぐるっと回つてというのは車椅子の人たち、それから、つえをついて歩く人たちにとっては非常に遠回りで、私も歩いてみました。

これではなかなか難しいなということと、それから、歩けない人にとってはまた車に乗って移動するということも考えられるわけですから、そうなってくるとまた大変な状況かと思うのです。

それで、前に置いてあったスロープがあると、あその前に多分前回私が見た事があるのは、あその前のところに駐車をして、そこから車椅子に乗った人を降ろして、そこからは自分で行けますという話だったのです。

それで、ここからなら入り口が近いし、入り口からエレベーターのところもすぐそばなので、お手伝いをしてもらわなくてもいけますという障がいを持たれた方、車椅子を利用された方がそういう話をされていたのです。

それで、今回そのスロープがなくなったために、ぐるっと1回りしないといけないうのですかという話もありました。

それであれば、やはりあそここのところか

らも出入りできるような環境をつくってやることが、ユニバーサルデザインの機能を持たせた庁舎ということにはならないのかなという思いなのです。

確かに、車の出入りのことを考えて、そういう考えのもとで整備されたのだとは思いますが、利用者の人たちの考え方というのはまたそれとは違って、自分たちはやはり少しでも近いところから出入りをしたいという思いがあって、そういう意見が出てきたのではないかなと思うので、そこら辺のことも十分考えた上で対処できるのかどうか。

その辺のところ、答弁ができるものであれば、答弁していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、お話いただいた動線をどうするかということで、私は安全確保と距離をどうするかという考えでした。

ただ、坂田議員からそれだけではなくて、駐車場に入ってきて、しゃきっとではなくて庁舎に東側から入りたいという場合は、車道で降ろしてそこからわざわざまた戻って、その動線を通るのですかということであれば私もそれは納得できます。

何かいい方法を検討していきたいと思います。

私どもの考えた動線と現実に使われる方も、前に使っていたスロープを使ってという使い方があることも認識いたしましたので、検討させていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） やはり私たちは元気なので、どこからでも出入りはできるのですが、障がいを持った人や車椅子の人たちというのは、できるだけ距離は短くとりたいというのが基本的な考え方なのだと思います。

そこら辺のことを今、配慮して検討して

いただくということなので、ぜひお願いしたいと思います。

このバリアフリー化については、これで終わります。

次、児童虐待のことについて、再度質問をさせていただきます。

答弁にありましたように、美幌町は関係機関と連携をしながら取り組まれているということは、十分理解をしているところで

す。

しかし、虐待は関係機関だけの調査では、なかなか見つけることは困難です。

そのためには、近隣の住民の人たちや親類からなどの情報も必要となってくるのではないかと思います。

児童虐待が起こった原因の多くは、しつけのつもりでやったという理由が挙げられていますが、2019年6月に児童福祉法が改正されて、親権者などは児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないと法定化されていますが、体罰禁止に関する考え方など、正しい知識が不足している人が多いと思います。

児童虐待に関する普及啓発活動が必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、社会全体で子育てについて考えてもらうためには、例えば、広報びほろですとか、ポスター、パンフレット、リーフレットなどによる広報活動が必要ではないか。

その中に正しい情報を提供することが大切なことではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいまの御質問でございます。

議員おっしゃるとおり、近年の児童虐待、非常に心理的虐待というものが増えておりまして、ウエイトでいけば半数以上のパーセンテージで虐待というものが起こっています。

ほかの身体的虐待、性的虐待等々もそう

なのですけれども、議員おっしゃるとおり、虐待に関しましては、早期発見、早期対応というのが何よりも重要だと認識しているところでございます。

一方、虐待を行っている親としても、その認識がなくて知らないでやっているという状況もあると統計上では表現をされております。

その中で、議員おっしゃるとおり、正しい情報といいますか、こういったものが虐待となって、正しい子育てなどについてはこういうものだという正しい知識の普及啓発は、十分必要だと感じておりますので、何かしらの機会があるごとに周知するとともに、町の媒体を通してでも皆様にお知らせしたいと考えているところでございます。

また、それとは別に、通常保育等を行っている中で、異変等に気づいた場合につきましては、保育士、または保健師、それに加えて児童担当の事務職員も加えた上で、家庭訪問ですとか観察を。

また、民生児童委員の皆さんによる見守り、地域住民の皆様からの通報等をいただいた上で、各関係機関が協働した中で、地域全体で支える体制づくりというものを構築していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） この虐待というのは、子供からSOSが出されている。

また、親のSOSであるとも考えられます。

虐待している人自身もいろいろな問題を抱えていて、自分で解決することが非常に難しい状況にあるとも言われております。

児童虐待の多くは乳児や幼児に起こることから、先ほど部長が言われているように、家庭訪問も含めて子育て中の人への支援サービスということが非常に大事になってくるかなと思われま

特に、今は子供がいる家庭が、どこにそういう同じぐらいの年齢の子供たちがいるかという状況も全く分からない中で、相談する人にもなかなか恵まれない。

それから、昔は自分の親たち、それから近所のじいちゃん、ばあちゃんたちが子供を見てくれながら、こういうことをしたほうがいいよというアドバイス、それから、いろいろなことで助けてもらえる状況があったのですが、今はそれもなくなってきている状況です。

やはりそういう人たちをいかに助けてあげるか、支援してあげるかということが大事な事かなと思います。

例えば、美幌町でも取り組まれていると思うのですが、妊婦期から出産にかけて支援していく育児支援ヘルパーの派遣事業、子育てアドバイス派遣事業、それから、子育て中の親子が集う提供支援としての子育て広場事業、また、関係機関からの通告制の整備などが挙げられております。

やはり相談したくても、近所の人たちが見て、それを通告しようとしても、なかなかそれを受入れてもらえない状況というものもあるのだと思います。

だから、そういうことは一つ一つきちんと対応できるようにしていく必要があるのではないかと思います。

やはり少子化の時代で、今は子供たちが安心・安全に育っていける美幌の環境づくりというのが、非常に重要になってくるのかなと思います。

そういうところで、これから町としてどんな事業ができるのかということも含めて、今後の取組、具体的なものができる、できないを含めて、もし答えてもらえるものがあるのだしたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） ただいまの妊娠期からの対応でございますが、まず現状をお話しさせていただきますと、妊娠

届。

こちらは年間90弱あるのですが、よく今報道等でいろいろ問題視されている特定妊婦になるかどうかということについて、妊娠届出の時点で保健師がアンケートを実施しております。

参考までに、令和2年度でございますが、88人の届出の中で30名が特定妊婦に該当するという事で、実に34%が特定妊婦に該当します。

その後、保健師としての対応は新生児訪問。

こちらもお産された後1か月以内に、全家庭に保健師が訪問するのですが、そこでもケアをしっかりさせていただき、その後4か月健診でアンケートを再度実施しまして、スクリーニングということで一覧表に落とすと。

先ほど、令和2年度で34%というお話させていただきましたが、4か月健診のときには43%の方が非常に何らかの育児に不安を持っているという状況でありますので、美幌町においては令和2年の10月に開設しましたはぐのんの。

こちらは、妊娠期から子育て期、18歳未満、こちらの部分のいろいろなニーズに対応するように、きめ細やかに、ほかの部局含めて連携をとっているという状況でございますので、まずは妊娠期から子育て期については、保健師もしくははぐのんを活用して、一時預かりだとかの実施をしている状況でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 乳児期、それから幼児期については、そういう取組もされているということなので、少し安心はいたしました。虐待は子供の心身にどんな影響を与えているかということ、言うまでもなく皆さんも御承知のこととは思いますが、脳に大ダメージを受けます。

虐待を受けた子は、情緒不安定、感情コントロールの不調整、強い攻撃性、自己肯定感の低さ、愛情障がいを持った傾向があることが知られています。

そんな虐待を受けている子供や支援を必要としている家庭をできるだけ早期に発見するために、子供を守る地域の人たちとのネットワークも大事にしていきたいという思いがあります。

虐待であるかどうかは、その行為を保護者の考え方や意図ではなく、子供側に立って、子供自身が苦痛と感じているかどうかで判断しなければならないと思います。

親が幾ら一生懸命であっても、その子がかわいいと思っていなくても、子供にとっては、有害な行為であれば虐待となります。

年齢によっては判断しづらいとは思われますが、近年、自治体によっては子供虐待防止対策のために、子供の虐待の捉え方、子供虐待の定義、児童虐待防止法、相談体制などというような、具体的な内容をハンドブックとして作成し、子育て中の各家庭に配布しているところも増えてきている状況にはあります。

町として、このような取組を今後できるかどうか。

もし考え方があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいまハンドブックのお話をいただきました。

そういうものがあれば、町民の皆さんもそれを見て、より深く理解をしていただけるものだと考えます。

ただ、その内容等々についての検討も必要ですので、ちょっと今すぐにというようなお答えはできませんけれども、冊子のボリューム等にもよるのですが、どういうものが1番効果的で、あまり厚くても読まれないということもありますので、町民の皆様にとって1番わかりやすい周知方法について、どのようなものがあるのか内部で検

討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 今、部長が答弁されたように、余り厚くても、多分見ていただけないというがあるので、ぱっと見たらすぐわかりやすい具体的な内容が書かれていて、そういうものがあれば、きっとお母さんたちも安心して、もし困ったときはどこに連絡をする、どこに相談するということもできると思うのです。

今はそういうものが手元にないために、誰に相談したらいいかということも含めてわかっていない状況なのかなと思いますので、ぜひそういうことについては、今後検討していただきたいと思います。

それから、近年は心理的虐待は59.2%。

これは、全国的に大幅に増えているということです。

ただ、激しい家庭内暴力ということは、通報されやすいということなので、心理的虐待に少しずつ移行してきているというのが現実の話かなと思っています。これは幼児だけでなく、例えば、学校関係にも大きく影響することが出てきていると思うのです。

それで、もう何か月も前になるかもしれませんが、子供がSOSを発信して先生に伝えてもなかなか対応してもらえなくて、最終的に命を落としてしまったという例もあります。

やはり虐待というのは、どこで起きているかというのはなかなか把握しづらい。

それと、子供たちはある程度大きくなると、恥ずかしくて言えない。

我慢して、我慢して、やっと言ったときには対応してもらえないということが、今までの例としてありますので、そういうことも学校の中できちんと対応できる状況をつくっていただきたいなと思います。

それで、虐待に対しては社会的関心が高まってきておりますし、学校や教職員に期待される役割というのは、非常に大きくなっているのではないかなと思います。

現代社会では、家族以外の大人が子供の様子や変化に気づく場が学校しかないというのが現実の話なのです。

それで、やはり先ほども申し上げましたが、虐待は子供の身体的、知的、心理的発達に長期の影響を及ぼすために、早期発見、早期対応が鍵となります。

養育する親であったり、最近では祖父母であったり、そういうところで状況も変わってきているというのがありますので、SOSをしっかりと受け止められる、そういう学校でありたいなと思っておりますので、例えば、そういう虐待に関する研修だとか、全校、全体が児童虐待に敏感になって、複数の相談窓口を設置したり、地域住民への啓発などをしながら、今後ますます求められていくこういう活動に、町としてはどのような方向で進んでいくのかという期待はあります。

もし、考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 学校の事例でございますが、学校では日々、教職員が子供たちに目配り、気配りしているところでございます。

また、そのような中で、少しでも異変があったら、これは担任だけで抱え込まないで、学校全体としてしっかり対応するというところでやっている状況でございます。

また、保護者を呼んで、保護者にお話している中で、お話にもありましたように保護者の方々はかなり悩みを抱えているという事例もあります。

その中で相談を受けたり、キャッチボールしている中で、大分気持ちが楽になったという報告を受けております。

また、町としての取組につきましては、

先ほど福祉部長からもありましたように、地域全体で取り組むだとか、周知の方法、これに尽きるのかなと思っております。

現在も要保護児童対策地域協議会というのがございます。

これは教育委員会そして町長部局、関係機関が入っておりますので、そことしっかり連携をとりながら、取り進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 幼児にしても、それから児童にしても、やはり美幌町で育つ子供たちにとっては、本当に安心して安全な子育ての町というイメージで取り組んでいただきたいと思います。

以上で、虐待については質問を終わります。

次に、障がいのある子の読書習慣づくりです。

先ほど、答弁いただきました。

障がいのある子を含めた読書活動に取り組まれているのは、十分承知はしています。

では、障がいのある子たちが、興味関心を持てるような読書環境になっているかということが、まず1つ目です。

学校図書館、それから公立図書館についても、施設のバリアフリー化はどうなっているか。

また、視覚、聴覚、知的、肢体不自由などの障がいの種類によって、また、程度によって支援の仕方が違ってきます。

用途に応じた読書環境、活動支援ができる環境になっているでしょうか。

三つ目に、障がいのある子供たちにとっては、身近な図書館におけるサービスが特に大切であります。

支援活動が求められていますが、現在の状況はどうなっているのか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 読書環境の関係でございますが、1回目でもお答え申し上げましたが、やはり読書は読解力、想像力、表現力を育てる力があるということでございます。

これは、障がいのあるなしにかかわらず、幼児期や学齢期に向けて、読書経験でいけば非常に大きいということで、町においても積極的に取り組んでいるところでございます。

また、読書環境が整っているかということでございますが、ハード的な部分で言いますと、美幌町図書館、バリアフリーの構造にはなっていないという状況でございます。

これは、先般策定いたしました基本構想の中、さらには町民アンケートの中からも非常に大きな指摘を受けておりますので、今後整備する中では、この辺はしっかり念頭に置いた整備をしていきたいと思っております。

また、学校で言いますと、特別支援学級でも読書活動をやっているところでございます。

これにつきましても、図書館に来てもらう場合もありますけれども、多くは学習している各学級に出向いて、そこで読書活動を行っているという状況でございます。

よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 障がいがある子も、ない子も平等に図書が読めるようになる環境というのが大事なことです。もう一つ大事なことは、障がいの種類によって、また、程度に応じた図書の整備、読書スペースの充実などの環境整備が求められています。

例えば、録音、点字図書、大活字本についても、他の図書館と同様に、迅速に所蔵館情報を提供できるようになっているかど

うか。

また、対面朗読、手話通訳による読み聞かせなど、実施できているかどうか。

手話ボランティアの連携、協力などで、障がいのある子にも対応できる体制の整備が必要とされています。

障がいの種類にかかわらず、全ての子供たちが楽しむことができるような布の絵本、触る絵本なども整備されているでしょうか。

いずれの場合にしても、子供たちが本を読みたいと感じられる環境を整備していかなければなりません。そのことについて、今後の取組としてどのようなことが考えられるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 読書活動の充実につきましては、先ほど答弁させていただいたところでございますが、現実問題、障がいの程度が重い子供さんたちもいるというのも実情です。

また、障がいの区分、知的だとか、肢体、様々な状況がございます。

そういった状況の中で、どう寄り添っていけるか、どう対応していけるかということに尽きるのかなと思っております。

また、最近読書バリアフリー法という法も整備されてきておりますので、読書ボランティアの方々にお願いする、さらには、学校現場でありましたら、学校教育運営協議会、三つの教育応援団、こういった方々のお力もお借りしながら、一歩でも二歩でも前に進んでいけるよう実施していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） なぜ、こんな話を出してきたかという、今、何らかの障がいを持たれている子が増えてきておりますよね。

美幌も少ない教室の中に、最低でも2人、3人という形で、障がいの子供たちがいます。

その障がいの種類によって、読書に対応できる子、また、対応できない子、そういういろいろな子たちがクラスの中に存在しているわけです。

そういう子供たちがみんなと同じく本を読んだり、いろいろなことができる状況をやはりつくってやるべきではないかなと思って、今回質問させていただいております。

また、ある自治体では学校の取組として、障がいのある子が廊下や教室に入る前に、その障がいの年齢に応じた図書を目につきやすい場所に陳列したり、朝読書から読書習慣へ導いているところが、今は増えてきている状況にあります。

図書館運営については、学校長は、学校図書館の館長としての役割を担っています。

そういう意味では、校長のリーダーシップのもとで、計画的、組織的に学校図書館を運営することが望ましいと考えておりますし、それができるのも校長のリーダーシップではないかなと考えます。

何らかの障がいを持たれている子供たちのために、子供たちは本を読むことによって、先ほど教育長が答弁されたように、読解力や想像力、表現力を育てる力を持ち、1冊の本の出会いから子供たちの生きる力、これが強調したいところなのです。

この生きる力が育まれていると答弁されておりますよね。

障がいのある子も将来の夢を実現できる。

また、大空を羽ばたけるようなしっかりした環境を整備するだけでなく、しっかりとした支援体制も必要ではないかと思えます。

子供たちは1日1日成長しています。

待ったなしです。

できることから、即対応すべきだと思いますが、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 学校図書館関係でございますけれども、今の学習指導要領、こちらの中では言語活動の充実というのが非常に大きな柱になっているところでございます。

この言語活動の充実ということは、やはり言葉の力を育てる、その言語に関する能力を学習活動の基盤となることだということで、これは障がいがある子もない子も同じく重要視しているところでございます。

そのようなことから、近年、本町でいきますと、学校図書館に巡回司書を配置させていただいておりますし、各学校長においても、学校図書館の活用というのは非常に重要視しています。

調べ学習をするだとかについても、なかなか現状では対応できていない部分もありますが、こちらはハード、ソフトともに一歩でも二歩でも進めていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 即できるところから対応していただけるということと、それから最近、図書の充実ということで、いろいろな団体の方から御寄附をいただいておりますよね。

だから、そういう図書館充実のために、当然、障がいを持っていない子も、持っている子もそうですが、やはり障がいを持っている子はどちらかというと歩合が低いので、そういうところにも力を入れて、充実にさせていただきたいという思いを伝えて、質問を終わります。

○議長（大原 昇君） これで、7番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は14時といたします。

午後1時51分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君）〔登壇〕 私は、さきに通告しております3項目について質問いたします。

まず1点目。

峠の湯びほろについてです。

峠の湯びほろの安全対策について。

平成8年に開設された峠の湯びほろは、町内唯一の温泉施設として、コロナ禍においても町民の憩いの場、健康づくりの場となっています。

令和4年からはバスが運行されたり、障がい者用のリフトが設置されるなど、多くの方に利用していただけるように考えられていますが、建築後20数年が経過し、利用される方も年齢を重ねて足腰が弱り、浴場の中の移動に不安があると聞いております。

衛生面からマットを設置できないのであれば、手すり等を増やすなど、考えをお聞かせください。

また、山水や北天の丘など近隣の温泉施設では、洗い場に仕切り板等を設置するなどして、隣の人にシャワーがかからないように配慮していますが、峠の湯びほろでも設置することはできないか、考えをお聞かせください。

2点目は、保健行政についてです。

不妊治療への支援について。

不妊治療への保険適用が令和4年4月から拡大され、国は経済的な負担軽減のため、人工授精や体外受精などを保険適用対象としました。

このことは大変喜ばしく、長い歴史の中で、私は画期的なものと受け止めています。

す。

しかし、保険適用となっても基本的には高額な治療であり、北斗市は公的医療保険に上乗せして自己負担分を全額助成し、札幌市などの遠隔地の医療機関で治療を受ける場合には、交通費や宿泊費も助成しています。

美幌町ではどのようなことを検討されているのか、考えがあればお聞かせください。

3点目は、衛生行政についてです。

合同納骨塚の墓誌についてです。

平成29年、町民の方の御寄贈により、美幌町は合同納骨塚を設置しました。

町民からは、合同納骨塚に納骨したことにより、心の底から安心したとの声が届いています。

近隣の市では、納骨塚に故人の氏名を表示する墓誌が設置され、希望者も多く、増設も検討されているとのことです。

令和3年にも一般質問をしていますが、町でも墓誌の設置を検討され、納骨塚を利用している方に対してアンケートなどで調査したようですが、その後の経過などをお聞かせください。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 岡本議員の御質問に答弁いたします。

峠の湯について。

峠の湯の安全対策についてですが、峠の湯につきましては、平成8年12月にオープンしてから25年が経過し、施設の老朽化は進んでいるのが現状であります。指定管理者の適切な維持管理のもと、利用者の皆様の安全を第一に考えた運営を行っていただいております。

浴場における安全対策としましては、昨年5月から6月までの休業期間中に、現指定管理者において床面の汚れを洗浄し、新たにスリップ防止剤を散布したところ、一定の効果が得られたところであります。

また、本年5月中旬のメンテナンス休館中には、床面の表面を研磨する等、試行を重ねており、指定管理者において、安全対策を講じた運営を行っております。

御質問の手すりの設置につきましては、浴場内の動線上に手すりを設置できる壁が少なく、床から立ち上げて設置するとぶつかって転倒事故等が発生することと考えられることから、指定管理者において、適宜点検の上、安全対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、洗い場の間仕切り板設置についてですが、当初から設置を想定した設計ではないため、洗い場の数を確保する関係から、現状において設置は難しいものと考えております。

今後、シャワー利用時のマナーについて貼り紙を掲示するなど、注意喚起に努めていただくよう指定管理者と協議してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、保健行政について。

不妊治療への支援についてですが、令和4年4月1日から保険適用が拡大され、不妊治療は治療費の自己負担が3割とされたところですが、これまでは、道、町の補助により、自己負担がほとんど生じない状況にありました。

保険の適用後は、保険適用治療費の3割が自己負担となること、また、適用外の治療費は、全額が自己負担となるなど、金銭面での負担が増加することとなるため、何らかの支援措置が必要と考えております。

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、全道の取組状況等を参考にしながら、必要な支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、衛生行政について。

合同納骨塚への墓誌の設置については、昨年12月定例会における岡本議員の質問以後、本年1月に対象者99件にアンケー

トを送付し、66人から回答をいただき、回答率は67%でありました。

アンケート結果では、有料であっても墓誌への氏名掲示を希望するが41人で62%、希望しないが25人で38%であり、一定の利用者のニーズがあると判断し、設置に向けた事務を取り進め、年内には設置する考えでありますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、峠の湯から再度質問してまいります。

先日、報道でバス運行の状況、利用者の状況を知ることができました。

以前にも試行的に運転したことがありますよね。

その頃から見ると利用者が増加しているということで、大変いいことだなと思っています。

それで、設置すると転倒事故が発生することも懸念されるということなのですが、私はこのことについては前にも質問いたしまして、その質問を受けていろいろやっていた、研磨したりとかということで、一定の努力をいただいているということには、大変感謝することなのですが、なかなかよく行く方に聞きますと、広いところを歩くということは大変不安を感じて、実際に転んでいる人もいますし、また、行かなくなった人もいますということです。

私も手すりを設置するというので、例えば、真ん中の辺にそういう棒みたいなものを置くことはできないのではないかなと思います。

ただ、あっちこっちにある湯舟の周りには手すりがありますが、意外と湯舟の大きさの割には、入るときに捕まる手すりが少ないのではないかなと感じています。

例えば、どうしても床から付けられないとなれば、湯舟の横から付けることができないのかとか、そういう工夫はもっともってできることがあるのではないかなと思って、私も峠の湯に行ったときにそういうふうに見ています。

小さな努力はたくさんしていただいていることを私は分かっています。

ロッカーを減らして、ちょっと広めにしてくれたりしているということも十分検討していますけれども、開設以来25年が経過して、例えば峠の湯を利用する方々がどのぐらいの平均年齢なのか。

そういうことを一度調べたことがあるのでしょうか。感覚として。

旅行者の方もたくさん通りますので、もちろん若い方も入っていただくとと思うのですが、利用者の平均年齢というのか、そういうことに対して、ちょっと心遣いしたことがあるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの岡本議員の利用者の平均年齢の調査につきましてですけれども、こちらの調査、議員御存じのとおり、今現在券売機で券を購入していただいて、フロントで券を出していただいてという形で利用者の方々には利用していただいているのですけれども、そういった中でアンケート調査というのを、年齢をお聞きしながらという部分での調査は、現在私の知る限りでは今まで行っていないと認識しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） そうですね。

私もイメージしたのですけれど、券売機で買うときは様子を見ているぐらいで、実際に対面しているわけではないのかもしれない。

ただ、例えば、ポイントで判こをついたりするときには、実際にカウンターに行っ

てつけていただいたりするときに、大体使用するというか、来ていただく方の年齢をある程度把握するというのは、経営面からも考えることも必要ではないかと考えています。

大変私事なのですが、1月ぐらいから脊柱管狭窄症と診断されて、最終的には国保病院の又吉先生がまだ手術するほどでないという結果をいただいています。

それで、1月ぐらいから本当に歩き方がおかしくなって、今までとは全く違うのですが、自分が経験して初めてすごくわかることがあるのです。

自分が経験するから人の歩き方とかすごく見るようになりました。

町の中でも、もちろん病院の待合室なんかでも。

そうすると、すごく多いんです。

腰が悪かったり、曲がっていたり、足が悪かったり、膝が痛いのかなとか。

銀行に行っても、郵便局に行ってもそういう人が目につくようになったのです。

そういうことを考えますと、すごくそういう人が多いなと思っています。

話はまた変わりますけれども、数年前にびほ一に手すりがつきました。

それも、私が一般質問をさせていただいて、手すりがついたのですけれども、びほ一がオープンしたときに、すぐあそこにも手すりが必要だと私は分かったのです。

当時の教育長にすぐ言いました。

今の町長ではないですが、そのときにあそこには手すりが必要、そしてまだちょっと暗いという話もしました。

今は手すりもつきましたし、フットランプもついて、すごくよくなりました。

オープンのとくにすぐに言って何と言われたかという、いざというときに逃げるためにあの辺にそういうものがあると邪魔だからつけられない、危機管理としてつけられないと、そのときはおっしゃったのです。

そんなものかなと思いながらも、ちょっと引込んだんです。

そういうふうにすぐ諦めてしまって、ただ、実際に自分がそこへ高齢者を連れていくようになったときに、下の段二つぐらいを踏み外して転んだ人がいました。

転げ落ちたときにやはり危ないということで、一般質問させていただいて、今の状況です。

そういうふうにはできない理由はいろいろあると思います。

だけど、例えば自分の家のお父さんやお母さんが何とかお風呂に行けるようにとか、どういう工夫をしたらやってやるのかという目で、私は峠の湯も見えていただきたいなと思っています。

ですから、長く立っていられるためにはちょっと休むところ、それと、玄関のところ、靴を履くところにも椅子はありますけれど、もう一つぐらいあったほうがいいのではないかなと思っています。

先ほど自分が言ったように、自分がその環境にならなければわからないことはたくさんあります。

そういうことを高齢の方でよく来る方にアンケートをとって、もっとこうしたらいいというような、使っていただく方にアンケートをいただくとか、そういうことをこれからも考えられないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 非常に耳の痛い話ではあるのですが、手すりについてはちょっと認識が違って、歩く動線とかそういう中でつけてほしいという部分では、構造的にやはりつけづらいところ、想定してないところもあって、私も今、岡本議員がお話ししている間、峠の湯の中の浴場のところを思い浮かべていたのですが、浴室というか温泉の中に入るときにちょっと支えが欲しいとか、段差がたくさんあってとか、そういうことであれば考えられるところもあるのかなと見ております。

歩くためにそういうものをつけてほしいというイメージがあったので、そういうふうにはちょっと難しいということは担当と話していました。

ただ、こういうところであれば、あったほうが多分安心して使っていただけると内部でも話しているので、今お話いただいた意見をしっかり受け止めた中で検討していきたいと思います。

たくさんつけるというということではなくて、本当に何か一つでも改善できて、皆さんが安全に入っていいただければということと、今、一生懸命指定管理者の方々が頑張ってくれている。

そのことも理解いただいたということで、それはうれしく思っています。

どういう方々が入っていただいているかということで、この辺も実態調査として、私の記憶の中では、今まで調査とかアンケートをやったというのはないので、それも何か考えて、どういう方々が利用していただいているということも、これからきちんと分析する必要があるかと思いますので、これも考えていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 前向きな回答をいただいたと思っています。

開設から25年になりますけれど、私の知人はもう25年行っています。

美幌町は、今、1万8,500人弱の人口になったと思いますが、確か65歳の人口が6,000人超えていますよね。

割ると3分の1。

今の高齢者というのは、いろいろこの町の中の活性化に寄与していると思っています。

ある程度年金をもらっている、時間もある、65歳まで働くとかいろいろな話が出てますけれども、ある程度経済力のある方が時間もある。

そういう方が結構町の活性化に寄与して

いると思っています。

だから、例えば峠の湯を利用する方も、若い方ももちろんいいかもしれませんが、そういう方に何度も来ていただく。

高齢の方がアクティブに行動していくことが、町の活性化につながると思っています。

そういうことを考えれば、いかにそういう人方が利用しやすいところをつくるかということも町の経済とか、その活性化に私はつながっていくと思っています。

私は商業者ですから、小さな商売ですけども、スマッピーカードをやっていると、このぐらいの年齢の方がこういう売上げをしているというのは、実際把握できるようになっています。

実際に、大型店は別として美幌の中の買い回りというか、そういう方は非常に高齢の方が多い。

自分の姉たちを見ていても、かなり買物に行けなくなったのです。

でも、ある程度の経済力はあるということで、買いに行きあげたり、頼んで買ってきてもらったり、子供が休みのときに買い回ったりとか。

やはり本当に高齢者でも経済を引っ張る力はあるのです。

今日の朝、ちょうどテレビでやっていましたけれど、次の世代になるとそういうのはすごく弱まるよと。

年金とかいろいろなことを考えて非正規雇用だったりして、不安定な年金になったりすると。

私は、今現在、65歳以上の6,000人という方々が、町を引っ張る力があると考えています。

実際に、その経済力で買物をしていることは確かなのです。

こういうことを考えますと、病気の予防もそうですし、もちろん峠の湯、温泉ということを考えれば、足が痛かったり、膝が痛かったりしても温泉に来ていただくとい

うことで、非常に重要なのではないかなと感じています。

ちょっと話は飛びますが、あそこに電気風呂があつたらいいという話も聞きます。

薬湯はやっていますが、そういう健康につながったりすることも考えられないかなと考えています。

とっぴでもない質問ですけども、町長その辺いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 高齢の方が町の人口の中に多くなってきているということは、それはもう当然理解するところであります。

私は、今、峠の湯の御質問の中で、高齢になって、年相応の方に合わせた峠の湯を改修したりして使うという気持ちというのは、余りそう思っていないです。

高齢な方には元気に高齢化してほしい、そして皆さんが高齢であっても元気な方が温泉に行っていただきたいという思いなのです。

だから、例えばその高齢によってどこか障がいを持ったりとかしている方々については、何か別な施策として物を考えていかないと、それに合わせて施設を全部ということにはならないと思っています。

ただ、安全上、これがあつたらということで、先ほど言った可能なものは考えていくべきだと思っておりますので、その辺はきちんと分けてやらないと、あくまでも町民の皆様のお金でありますし、逆に言ったら若い人がやはり少しでも峠の湯に行ってもらいたいという思いもあります。

ですから、そういうふうに元気で高齢化してほしいという思いは、常々思っております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 高齢者の方が行くから、例えば孫が帰ってきたときに一緒

に行くかとか、そういうことにもなるかなと思っています。

ただ、理解していただきたいのは、先ほど言ったように、高齢者6,000人の方々が、いかに充実した毎日を送っていくかということが、町の活性化と経済力にもなると考えているところです。

仕切り板のことがありましたけれど、仕切り板はちょっと無理だよと。

かなり席数というか洗い場を減らさなければ無理なのか、それとも先ほどの注意喚起ぐらいで終わらすよということなのか、その辺お知らせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 仕切り板については、内部で協議もしましたけれど、設置する考えは全く持っておりません。

もともとはそれぞれでやってきた中でお互いに譲り合うとか、そういう配慮も私は必要ではないかと。

確かにあれば、思う存分シャワーを浴びてというのはできるのですが、もしあったとしてもなるべく人に影響しないような配慮が必要だと思うことを考えて、そういうものの希望があったとしても、逆に今私が言ったようなことで設置は考えないで、公衆浴場というか、多くの方が入る中ですから、人に少しは配慮しながら入っていただきたいという思いで、設置は考えておりません。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、次に、不妊治療に入ってまいります。

これまでは道、町の補助により自己負担がほとんど生じていない状況にありましたという答弁でしたけれども、これは治療によって、例えば美幌町も15万プラスして出しましたよね、町の上乗せ。

だから、ほとんどの方がその範囲内の治療をしたのか。

その辺の実績というか、毎年でなくても

いいですからちょっとお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

令和3年度の実績でございますが、14件に対しまして道が30万円の補助、町が15万円を補助しておりますので、実績でいきますと14名のうち2名は自己負担が出ておりますが、残りの12名については45万円の範囲内で収まっているという状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） そして、答弁では自己負担がかえって増加すると、そのために何らかの支援措置が必要と考えておりますということですが、答弁ではこうですが、内々では何らかの支援というところを考えられているのかどうか、お聞かせください。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 今、検討している状況でございますが、人工授精、タイミング療法という部分の一般不妊治療、あとそれ以外の体外受精等の特定不妊治療と言われるもの。

あと、今、保険適用外でございますが、先進医療と言われている特定不妊治療のオプションと言われているもの、こちらの分をまずどう補助していくか。

それに加えまして、議員から質問のありましたとおり、交通費、宿泊費、こちら辺を今後どのように検討していくかという状況にございまして、現在北海道においても北斗市等々の報道を受けまして、6月の中旬に全道一斉に自治体がどのような補助を検討しているかというのを調査している状況でございます。

今後、北海道において取りまとめた後、公表するということを考えておりますので、その状況もしっかり考えながら、何

が美幌町のこれからの不妊治療される方にとってメリットなのかというのをしっかり検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 6月中旬くらいに出て、それからいろいろ考えるということですが、日本産婦人科学会の発表によると、2019年には14人に1人がそういう治療を受けた子供ということで、美幌も100人弱、90人とかということになると、実際に今までの実績も出ていますが、これからはそういう時代なのだなと考えています。

こうやって保険適用になることで、かえってお金がかかるといってもありますし、普通よりももうちょっとランクの上の治療を受けたりとか、広く考えてあげていただきたいなと思っています。

それと、今、不妊治療するということは、この辺では中央圏に出ていかなければなりませんので、休みの問題があります。

私はこれを考えたときに、役場の中の職員の人が1番女性が多いのではないかなと思っています。

しかも若い女性が多いだろうなと。

このときに、休みをとったり、ただ1日だけじゃなくて、やはり微妙なタイミングとかというのがありますので、そういう治療を受ける方を職場で理解してあげるような、応援してあげるような雰囲気づくりがこれからより大切になってくるのではないかなと思います。

エフ休暇というらしいのですが、例えば森三中の大島さんが「私妊活します」と言って休みをとって、実際に子供さんが生まれましたよね。

公言できなくても、例えば体に負担のある治療なのですが、そういうことを役場の職員の中から理解してあげようと。

役場の職員の女性がそういう治療をする

のであれば、まずそういうことを役場の中から始めようという気はどのようなのでしょうか。

それは、町長に聞いたほうがいいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、保険が適用になるという反面、先ほど担当からお話ししましたが、治療を受けている本人の方々というのは、やはり負担が増えるというのも事実なのです。

先ほど、道内の状況を調査するというか、正直な話をさせていただければ、今までは北海道も出していて、町村も出している、本人はほとんど負担しないでできているということを考えたら、私は北海道も何らかの支援をしてほしいという思いはあります。

ただ、国が3割になったからこれで安心しきって、後は町村にということに対しては、非常に不満ではあるのですが、内部で話している中においては、本人にできるだけ負担をかけない支援をすべきだという考えは、担当も私も一致はしています。

あとは、どこまでという部分のことを私どもが先にこうやるというよりも、きちんと他の町村も見て、美幌はしっかりやっていますということを考えるためには、その辺の程度についてはちょっと待っていただきたい。

それから、宿泊、交通費についても、全部というわけにもいきませんし、近くても、遠くても何か考えなければいけないよねとか、きちんとできるだけ前向きに考えましょうと。

あとは、お金の話の部分ではありますが、これも内部ではある程度一致はしています。

そういう状況ですので、心配されるようなことに対しては、しっかり町は対応していきたいと思っておりますし、その休暇をどうと

るかというのは、これは町だけではなくて、町民挙げてそういう方をしっかり、それぞれの企業も、町もとっていただけるようなPR。

当然、町がそこまで負担してやるということは、そのことを理解してもらうような啓蒙・啓発とかPRをしっかりとやっていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） すみません。

先ほどの御質問いただいた中で、実績の部分で御答弁させていただきたいと思っております。

中央のほうに行かれるという治療の御質問がございましたが、道内の状況、札幌市を除いて特定不妊治療を実施している医療機関でございますが、釧路、帯広がそれぞれ1医療機関、旭川が3医療機関、函館が6医療機関、オホーツク管内においては北見市が2医療機関ということです。

私ども昨年までの実績で31人を不妊治療してきているのですが、そのうち6名が札幌市、2名が帯広市という実績でございます。

こちらの遠くに行かれている理由でございますが、ほとんどが札幌市から転入されて引き続き治療を希望している方。

また、ほかの手術とかもそうなのでありますが、札幌が評判いいとか、帯広の病院が評判いいということでございますので、決して近くにそういう特定不妊治療ができるところがないということではなく、逆に非常に近いところに2医療機関あるというのが現状でございます。

あともう1点。

休みの部分でございますが、こちら厚生労働省でも保険の適用と同時に、不妊治療に対する社会的理解を広げるとすることも重視しているところでございます。

当然、1人で治療するものではございま

せん。

必ず配偶者と2人セットで治療ということで、美幌町としてもいろいろな広報等を通じまして、働いている環境の理解というものも当然必要と考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 産まない選択をしたり、それから治療してもできなかったりとか、結婚しないとか。

本当に子供が生まれる要因がだんだん減ってきているなと思っています。

そんな中で、やはり子供を持ちたいと考える人には、みんなで応援してあげるような体制を。

ある程度美幌町はできていると思えます。

昔、平成何年でしたか。12年か13年ぐらいにこの不妊治療の質問をして、北海道初、美幌町が不妊治療費助成となりましたよね。

だから、ほかの町村を見て足並みそろえるというのもあるかもしれませんが、美幌町がある意味先進地になるのではないかなと思っていますので、ぜひ、制度設計を一生懸命考えていただいているようなので、期待申し上げます。

これで、この質問は終わらせていただきます。

次に、合同納骨塚の墓誌についてです。

年度内には設置する考えでありますということですけど、今、どのようなものを設置するか、あらあわかりましたら御説明願います。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 御答弁申し上げます。

昨年の12月議会においても一部御答弁させていただいたところかと思いますが、参考になっているところが、北見市の北見ヶ丘霊園に設置しております墓誌の掲示板を

想定してございます。

掲示板1基につき250名分のお名前等を掲示できるようなものを想定しているところでございます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 66人の方から回答いただいたというそのアンケートですけど、その中で何か目立つような回答があれば、教えていただきたいです。

一般市民として、多くの方はどう受け取っているのかなと自分も関心がありますので、もしわかるようなことがあれば、お知らせください。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 氏名掲示につきまして、自由記載の欄を設けてございましたが、賛成の方はその自由記載欄には記名はなかったです。

ただ、氏名を掲示する必要があるという反対の方もいらっしゃいましたので、その中にはもともとそういう目的ではないはずだという自由記載があったり、そういう氏名を掲示するのはプライバシーの関係もあるのではないかと、そういう自由記載が2、3件ございました。

以上です。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） この団塊の世代の私たちがまだこうやって元気な時代というのと、それからその人方が皆80歳、85歳過ぎたりなんかしたら、また違った対応になってくるのかなと思っています。

やはり合同納骨塚があるということは、高齢の方にとっては安心材料の1つでないかなと思っていますし、名前を刻むということが私はずっと遠い将来、美幌にゆかりのある方ということで非常に美幌町のためにもなるのではないかと考えておりますので、こだわってこういう質問をさせていただきました。

1日も早く、実際に墓誌が表示されることを願うわけですが、今の予定では何月ぐらいになるのでしょうか。

雪降る前とか、何月かわかればお知らせいただきたいです。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 現在の予定では、雪降る前には設置が完了できればと考えているところです。

○8番（岡本美代子君） 一般質問を終わります。

○議長（大原 昇君） これで、8番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、14時55分といたします。

午後2時43分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 〔登壇〕 それでは、私はカラス被害と防止策について、カラスの被害の実態と防止策の現状についてお尋ねいたします。

カラスは幅広い食性を持ち、動物、植物を問わず餌として食べます。

専門家の研究によりますと、学習能力が高く、人間の考えた防止策に慣れると、次にいかにして餌を確保するのかを考え行動する鳥類のようです。

市街地にカラスが増えた原因は、生ゴミなどの餌が豊富にあること、住宅地の近くに街路樹や電柱など、巣づくりができる環境があるためです。

私も生ゴミを入れた指定ゴミ袋にコンテナをかぶせて出したところ、コンテナの手を入れる隙間から鋭いくちばしで袋を破られ、生ゴミなどを食い散らかしたり、くちばしで、コンテナを持ち上げられ、広範囲に散乱された経験があります。

また、透明袋に入れたその他プラも同様に散乱されてしまいました。

近所でも同様の光景を散見しています。

このような場合、収集作業の方は散らかったごみを集める作業を余儀なくされ、収集作業にも影響があると思います。

夕方近くになると、街中に何百羽というカラスの集団が電線にとまり、フン害や鳴き声がひどく、また、近くの樹木のカラスの巣から襲撃されそうになったとの声も町民から聞いたことがあります。

また、ごみ処分場周辺の農家では、農作物の被害も発生しています。

町として、カラスによるごみ被害や農業被害をどのように把握されていますか。

あわせて、カラスに対する町民などからの苦情実態と現在の防止策についてお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 〔登壇〕 上杉議員の御質問に答弁いたします。

カラス被害と防止策について。

カラスによるごみ被害についてですが、自宅前のごみを散らかすという苦情は、昨年度は4、5件と把握しており、カラスの繁殖、子育てを行う時期には、卵やひなを守るための攻撃的な行動に関する苦情が寄せられ、町民の安全を確保するため、昨年度は巣を20個撤去し、卵を30個、ひな鳥を32羽捕獲しております。

このように、市街地におけるカラスの被害は、生ごみなどの食べ物があること、街路樹など巣づくりに適した環境が存在していることなどが挙げられます。

農業被害については、JAびほろが行った有害鳥獣被害調査によりますと、令和3年の被害面積は2.4ヘクタール、被害金額は160万円となっており、登栄のごみ処分場では箱わなを2か所に設置し、年間500羽程度を捕獲しているところです。

また、ごみ処分場周辺にお住まいの方には、カラスの追い払い用のロケット花火を

配付しております。

カラスに限らず野生の鳥獣は、人と動物との共生を目的とする鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により、原則保護の対象となりますが、野生の鳥獣が人の生活環境を悪化させる場合などには、有害鳥獣として町長の許可を受けた上で捕獲できることとなっております。

捕獲以外の被害対策としましては、蓋つきのごみボックス、ネット・コンテナ等の使用やごみ出しルールの徹底など、自衛策をお願いするとともに、町民からの依頼や街路樹などのパトロールを通して、巣などの撤去による被害防止を図ってまいります。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 今回の質問は、先ほど質問書で述べたように、私自身がカラスによってごみを散乱された経験であるとか、あるいは同じ町内会の方から同様にカラスの被害を受けた、そういった人からの意見でありました。

しかし、答弁によりますとこの件に関する苦情は4、5件ということで、私の想像以上に非常に少ないということが分かりました。

この質問をするにあたって、私も別に上杉家を狙って来ているわけではないと思いますが、我が家に来るカラスはどれを見ても似たような顔のカラスがいるので、写真に撮って、2種類のカラスがいるということで調べてみました。

主に、生ごみなんかを荒らすのは、ハシブトガラスというくちばしの太いカラスだそうです。

それで、鳴き声は「カー、カー」と鳴くそうです。

もう一方の細いほうは小型なのですけれども「ガー、ガー」と非常に濁った声で鳴

くということをインターネットで調べてみて分かりました。

苦情が非常に少ないということは、それはそれでよかったと思います。

しかし、答弁にもあったようにカラスのごみ被害というのは、何よりも町民の皆さんの生活の中で出てくる生ごみが餌になるということで、これを狙われないように町の対策としても出ておりました蓋つきの容器であるとか、あるいはネット、コンテナ等の使用、あとは基本にごみを出す時間を守るとか。

そういう町民の皆さんがしっかりやるということが防衛策だということは、私もそのとおりなのだろうと思います。

美幌町は戸別収集を基本としておりますので、よその町よりもカラスのこういう被害の問題というのは、私は少ないのではないかなと想像しているのですが、他市町村では折り畳み式のごみ収集ボックス、美幌町ですとネットをかける方が多いのですけれども、チェーンの重りがついたネット、こういった用具を貸出しするとか、紹介しているような自治体もあります。

6月初めに所用で東京に行って娘宅に泊まったのですが、住宅地ですのでいわゆるごみステーション方式。

ステーションといっても立派なステーションがあるわけではなく、見ていると全てカラス対策のために先ほど言ったチェーンの重りがついたネットを住宅地の壁のステーションに置いたりとか、このようなことを東京都ではやっているというのも拝見いたしました。

ほかにも、害獣鳥対策研究会というところが開発したポリエステル製の被覆鉄線というのか、私も陸上競技場の花壇、ナルクで植えているところがカラスになぜかいたずらされることが多くて、カラス対策でCDなんかをつけて、きらきら光るとカラスが嫌がるということがあってそういうのやっています。

調べてみると、こういうカラスの撃退グッズなども市販されています。

非常に苦情が少ないということですので、町として今紹介したようないろいろなカラスの対策用具等を広報で写真つきで紹介するとか、このような考え方はお持ちでしょうか。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 今、議員おっしゃるように、様々な対策、方法が各自治体でとられている実情もございますので、そういうものでごみの被害対策として御紹介できるものがあれば、広報等を通じて紹介していくことも必要かなと感じております。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 私もいろいろネットで調べると、カラスの被害というのは、多分都市部がすごく大変で、非常に苦戦しているようではありますが、美幌町であまり被害がなければ、私が心配するようなこともないと思うのですけれども、私もまだ購入はしてないのですが、さっき言ったポリエステル製の被覆鉄線。

動画を見たのですが、それを電線に止まっているカラスのところで、このように手を掲げただけで、カラスがほとんどそれを見ただけでいなくなる。

そんな高いものではないです。

ですから、自宅前のごみだけではなくて、例えば特定の路線にカラスがとまっていてフン害があるとか、いろいろな害があるようなときに1度ネットで購入してみ、我が家でも実験してみようかなと思いました。

それで、町民の安全を確保するために昨年度巣を20個、卵30個、ひな鳥を32羽確保ということで、これだけ駆除しているとか、確保しているということを私は初めてわかりました。

それで、ごみは散らかされて作業員の人

が大変ですし、出した町民の方も後片づけということもありますけれども、カラス問題で最も注意しなくてはならないのは、人が攻撃されることなのだろうと思うのです。

繁殖期のカラスは特に攻撃的になると言われていますが、万が一襲われたりした場合、どこにどのように連絡して、巣やひな鳥の苦情はどのような手続きが必要なのかお尋ねします。

また、これまでそういった事例があったのかどうかについても、お尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤 寿君） 町民の方からカラスによる危害を加えられるなどの情報がこちらに寄せられましたら、町のほうで私有地、または、公共施設の敷地内の巣を撤去しに伺います。

そして、巣を撤去する際には、中に卵、または、カラスのひながいる場合がありますので、こちらを捕獲するには町への申請を必要とします。

町がこちらの巣を撤去することで対応しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 町有地だとか公共施設の場合は町に申請するということは、法律を見ると許可を取らなければ捕獲できないということですね。

もっと具体的に町でそういう情報があって、ある公共施設に巣があったとかそういったときに、この答弁書でいうと、町長が許可してというようなことを書いてありましたが、町長は別に振興局に申請するとかそんなことではなくて、町長の権限でできるものなののでしょうか。

その辺もっと詳しく御説明ください。

○議長（大原 昇君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤 寿君） 先ほどの答弁に補足させていただきます。

町の職員で許可をとっておりますので、町の職員が直接現地に赴きまして対応しておりますので、よろしくお願いいたします。

カラスの駆除の許可については、権限移譲により町でやることになっておりますので、町の許可に基づいてやっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） そういえば林務の職員で、有害鳥獣の関係でそういう資格者がいらっしゃるということを今、思い出しました。

私も忘れておりました。

ところで、今、町有地は公共施設ということでしたけれども、例えば私の家の高い木に巣があったと。それで、周りを通る人を攻撃するようなカラスがいたとします。

そういうときは、どのようにして駆除するような手順を踏んでいったらいいのか。

その場合はどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤 寿君） そのような場合に関しましては、まず、町の経済部耕地林務グループに連絡をいただければ、私有地につきましては、我々が捕獲をしに行きます。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） そうすると、私有地であっても美幌町の場合は、そういう住民に被害を及ぼすという危険性があるときは、町長の権限というか責任で、駆除についてきちんと対応していただけると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤 寿君） 先ほどの質問にお答えいたします。

町に相談をいただければ、駆除に行きます。

また、自分の敷地内であれば、その申請

に基づきまして許可も出ますのでそのような対応もできますが、今のところ私の把握している段階では、個人の方で、自分の敷地内で巣を撤去するということでの申請は受けておりません。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 今まで事例がないということですが、調べると鳥自体は高い木に巣づくりすると。

ですから、あまり自宅の庭の木にいうのではなくて、町有地の街路樹とか、公共施設の中の高い木のところに巣づくりをしたりすると。

そういう例は過去にないということですが、万が一、個人住宅にあった場合には、役場の耕地林務グループに連絡して対応してくれるということで、安心できました。

個人費用はかからないということでよろしいですね。

それで、私もペタンクの練習をしていて、あたりに結構カラスがいて、頭の上、帽子をかすめるところを通ったりとか、そのようなこともありました。

実際にそういったことが起きることを想定して、町民にわかりやすくカラスの巣や卵、ひな鳥がいる場合、今、私が説明したような万が一、そうなったときにこういう手順で役場に連絡くださいと。

こういったことを広報でも一度周知しておいてあげたほうが親切ではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤 寿君） 広報についての話になりますが、例年4月広報に「御注意ください。カラスの子育てシーズンです」という記事を注意喚起の意味も含めて掲載しておりますので、こちらで皆様にお知らせしていることになっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 広報をよく読んでないのがばれたような気がしますけれど、私が質問しているのは、そういう場合にどのように連絡したら役場が対応してくれるか。

カラスの子育て中は気をつけてくださいということを町民の皆さんにお知らせすることばかりではなくて、万が一、そういうときの駆除の手順について、合わせて新年度でも機会あればぜひ周知していただきたいと思います。

次に、令和3年度の農業被害額というのが160万円ということですが、これはカラスが主な害鳥なのか、また、質問した登栄地区だけに限った被害なのか、その辺の状況についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（橋本 勝君） 被害額の160万円と被害面積2.4ヘクタールにつきましては、カラスによる美幌町の被害になっております。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 全町的な被害ということで、主に農村部が多いとは思いますが、何地区ぐらいに被害があるのか教えてください。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（橋本 勝君） 農業被害が1番多い地区になりますと、1番が都橋、続いて登栄地区となっております。

○11番（上杉晃央君） 地区数はわかりますか。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（橋本 勝君） 数字を拾っている地区になりますと、8地区となっております。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

ん。

○11番(上杉晃央君) ごみ処分場での箱わなでの捕獲というのが、例年500羽程度ということでしたが、参考に捕獲したカラスというのは、どのように処分されているのでしょうか。

よく何というかカラスの形をした黒いプラスチックみたいなのをぶら下げて、撃退するために立てているような人もいますけれど、当然法律上で駆除したら駄目ですからね。

最終的には処分場でどのように500羽を処理しているのか。

○議長(大原 昇君) 環境管理課長。

○環境管理課長(鶴田雅規君) 処分場につきましては箱わなを設置して、そちらで中に入ったカラスを駆除している形になります。

そのあとは処分しています。

○議長(大原 昇君) 11番上杉晃央さん。

○11番(上杉晃央君) 変なことばかり聞いてすみません。

あと、カラスの追い払い用のロケット花火を農家の方にそれぞれ提供しているということですが、これらの予算というのは年間どれぐらいかかっているのでしょうか。

○議長(大原 昇君) 環境管理課長。

○環境管理課長(鶴田雅規君) ちょっと今、詳細な数字は手元にはないのですが、消耗品の予算計上の範囲内で買っている分になります。

ちなみに、6件の農家の方に630本、今年度については配付しております。

○議長(大原 昇君) 11番上杉晃央さん。

○11番(上杉晃央君) 状況はよくわかりました。

それで、町も今のごみ問題、非常にいろいろな形で取り組んでいて、苦慮しているところでもありますので、私自身もう一度町民の皆さんに生活から出るごみからカラス

被害を防ぐという意味では、一つにはやはり生ごみを減らす努力というか、そういったことを町民の人も努力していくべきでないかなと。

やはり無駄なものを買わないで、食べ切り、使い切り、そして食品ロスをなくす。

こういう取組を町民側に協力していただくことや出すときなんですけれど、生ごみを見えないように新聞紙でくるんで、雑に入れてしまうとすごくカラスは目がいいので、一遍に生ごみ、えさだということはわかりますので、やはり生ごみを見えないように包む。

それから、いろいろ調べてみると、ネットの網目の細かさが5ミリ以下でなくくちばしで被害を受けるとかということ書いてあります。

ネットをかける場合でもそういったものを利用するとか、そういったことを含めて私自身も一町民として、今後ごみ出しルールをしっかりと守って、そして、二度とカラスの被害に遭わないよう、収集作業員の皆さんに迷惑をかけないように取り組んでまいりたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長(大原 昇君) これで、11番上杉晃央さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長(大原 昇君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後3時21分 散会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員